

## 令和元年度第2回千葉県図書館協議会次第

日 時 令和元年11月27日（水）  
午後2時から  
場 所 千葉県文化会館 第3会議室

### 1 開 会

### 2 議長あいさつ

### 3 報 告

- (1) 台風等による県立図書館の被災状況等について

### 4 議 事

- (1) 「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」に伴う「子どもの読書活動推進センター」の活動について
- (2) 「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」案について（報告）

- (3) その他

### 5 その他

### 6 閉 会

# 千葉県図書館協議会委員名簿(第35期)

任期 令和元年7月22日～令和3年7月21日

番号	委員の区分	氏名	役職等	新任再任の別	備考
1	学校教育関係者	おおくぼ はじめ 大久保 一	八街市立八街北中学校教頭 (千葉県教育研究会 学校図書館教育部会副会長)	再任	
2	学校教育関係者	つかだ こういちろう 塚田 高一郎	千葉県立八千代東高等学校校長 (千葉県高等学校教育研究会 学校図書館部会会長)	新任	
3	学校教育関係者	こいずみ たかし 小泉 卓史	学校法人市川学園 市川中学校・市川高等学校 前第三教育部長・第三教育センター長	再任	
4	社会教育関係者	さかぐち そのこ 坂口 園子	柏市中央公民館長 (千葉県公民館連絡協議会副会長)	新任	
5	社会教育関係者	おの ひみこ 小野 日実子	四街道市立図書館長 (千葉県公共図書館協会監査役)	新任	
6	家庭教育関係者	やぐち もりあき 矢口 盛明	千葉県PTA連絡協議会本部役員	新任	
7	家庭教育関係者	な か けいこ 名嘉 圭子	千葉県特別支援学校PTA連合会会長	新任	
8	学識経験者	さとう もとこ 佐藤 宗子	千葉大学教育学部教授	再任	
9	学識経験者	たけうち ひるや 竹内比呂也	千葉大学副学長・附属図書館長 (千葉大学人文科学研究院教授)	再任	
10	学識経験者	たかいし たかし 高石 卓	千葉信用金庫理事 (元千葉県立中央図書館館長)	再任	

## 台風等による県立図書館の被災状況等について

令和元年台風第 15 号、第 19 号及び 10 月 25 日の大雨による被災状況等について、次のとおり報告いたします。

### 1 被災状況

- ・中央図書館 台風第 15 号、第 19 号及び 10 月 25 日の大雨とも被害なし
- ・西部図書館 台風第 15 号により倒木、敷地内歩道が通行不能（1箇所）
- ・東部図書館 台風第 15 号により停電（9 月 10 日）及び外灯 2 基損壊（修繕予定）  
台風第 19 号により屋根部材落下

### 2 対応状況

#### (1) 運営体制

- ・台風第 15 号  
9 月 9 日（月）午前 5 時頃千葉市に上陸、3 館とも定期休館日  
9 月 10 日（火）東部図書館は旭市内停電のため午後 5 時で閉館
- ・台風第 19 号  
10 月 12 日（土）午後 7 時頃伊豆半島に上陸  
10 月 12 日（土）3 館とも臨時休館  
10 月 13 日（日）3 館とも開館時間を午後 1 時から 5 時までに変更
- ・低気圧等による大雨  
10 月 25 日（金）午後 1 時頃千葉県で危険度が特に高まった  
一部の職員が早退したほかは 3 館とも通常開館

#### (2) 被災者支援

- ・9 月 13 日（金）～21 日（土）、10 月 13 日（日）～14 日（月）  
東部図書館において地域住民を対象に携帯電話の充電コーナーを臨時開設
- ・中央、西部図書館においても来館者の求めに応じて対応

#### (3) 市町村立図書館等の被災状況

- ・台風第 15 号、第 19 号による県内被災状況  
被災状況、被災者支援等について取りまとめ、ホームページに掲載（別紙のとおり）

台風15号(令和元年9月9日千葉県上陸)の県内公共図書館及び公民館等読書施設被災状況(概要)

館名/項目	施設の被災状況 (9月10日現在)	停電	断水	利用制限	休館	被災者への対応
千葉市中央図書館						携帯電話の充電
千葉市みやこ図書館	本館:雨漏りによる児童室の一部入室制限(現在解消)					本館・白旗分館:携帯電話の充電
千葉市花見川図書館						携帯電話の充電
千葉市若葉図書館		若葉図書館及び西都賀分館:9月9日(時間不明)、泉分館:9月9日~12日	泉分館:9月9日~12日	泉分館:貸出と返却のみPOT(ハンディ端末)対応、予約はリクエストカードで対応。		若葉図書館、西都賀分館、泉分館:携帯電話の充電(充電器は持参)
千葉市稲毛図書館	本の水濡れ約600冊(うち約200冊除籍予定)					携帯電話の充電
市原市中央図書館	建物の一部損傷、駐輪場屋根の損壊、情報紙の水漏れ、雨漏り					携帯電話の充電、市ホームページの情報掲示、広報紙での情報提供
八千代市立緑ヶ丘図書館	電話回線不通(現在は復旧)	9月11日~断続的、現在復旧				
浦安市立図書館	【中央図書館は大規模改修工事で休館中】高洲分館:雨漏り					
我孫子市民図書館	布佐分館:駐輪場屋根一部破損、屋上のトタン1枚が外れる。					
印西市立大森図書館	9月10日11:00~閉館まで:電算システム及び電話回線使用不可	印旛図書館:9月10日10:00頃まで				
佐倉市立佐倉図書館						休憩室の開放(開館時間9時~20時)携帯電話の充電(充電機器は持参)
佐倉市立佐倉南図書館	天井雨漏りで、シミ跡残る(本の水漏れは無し)					携帯電話の充電、市内における臨時給水所などの案内掲示
成田市立図書館	本館:漏水、公津の杜分館:漏水、玉造公民館図書室:漏水による本の水濡れ約40冊	久住公民館図書室:9月9日~継続中、豊住・中郷公民館図書室:9月9日~12日、成田公民館図書室:9月9日~11日、公津・八生公民館図書室:9月9日~10日、美郷台地区会館図書室:9月9日~10日	久住公民館図書室:9月9日~継続中、豊住・中郷公民館図書室:9月9日~12日、成田公民館図書室:9月9日~11日		久住公民館図書室:9月10日~継続中、豊住・中郷公民館図書室:9月10日~12日、成田公民館図書室:9月10日~11日、公津・八生公民館図書室:9月9日~10日、美郷台地区会館図書室:9月10日~同日16:30	携帯電話の充電、臨時滞在所(暑さ対策)
四街道市立図書館		9月9日8:30復旧				携帯電話の充電(電源提供)

八街市立図書館	エントランス風よけの雨漏り	9月9日～10日			9月10日～23日	自主避難所(隣接中央公民館)に新聞・雑誌最新号を提供、自主避難の子供に絵本が読めるよう配置
富里市立図書館	雨漏り、空調機器不具合、外灯2カ所破損	9月9日～11日	9月9日～11日		9月10日～13日	
酒々井町立図書館	NTT通信障害により図書館システムダウン(9月10日、翌日復旧)					携帯電話の充電
香取市佐原中央図書館	浸水、エアコン室外機2台転倒・破損、会議室エアコン室外機1台破損					携帯電話の充電
香取市小見川図書館						携帯電話の充電
香取市立山田公民館図書室	エアコン故障	9月9日～12日13日復旧	9月9日～12日13日復旧	9月12日まで貸出・返却・検索中止		
香取市立栗源市民センター図書室		9月9日～現在発電車からの電力供給	台風通過直後のみ。復旧	システム不安定のため、貸出・返却・検索中止		
旭市図書館	床の浸水、本の水濡れ				9月9日～10日	
東金市立東金図書館	雨漏り、外灯の破損		9月9日～10日		9月10日	充電スペースの設置(1日半のみ)
山武市松尾図書館	雨漏り	9月9日～12日			9月9日～12日	
山武市成東図書館	ブックポストに雨混入、図書の水濡れ	9月9日～10日	9月9日～10日	11日～12日は貸出・返却・閲覧のみ	9月10日	
山武市さんぶの森図書館	ブックポスト転倒、一部破損	9月9日～停電中				休館中
東庄町図書館						公民館(図書館は公民館内に有り);避難所設置、携帯電話の充電、炊飯器用電源の提供等実施
横芝光町立図書館	カーペットの水濡れ	9月9日～11日	9月9日～11日		横芝分館のみ9月12日～13日休館(分館がある文化会館が避難所のため)	携帯電話の充電
多古町立図書館		9月9日	9月12日～13日		9月14日～16日	携帯電話の充電
茂原市立図書館	ブックポスト内の資料4点水濡れ、一部窓の雨漏り					
館山市図書館	ロビー・児童室前廊下・書庫・書架室2階の雨漏り、書庫屋根の一部めくれ			立入場所はエリア制限を設け、休憩者は、開放エリアの資料が利用可(資料貸出・予約・レファレンス不可)、資料の返却希望者には館で預かっている。	図書館としての開館は無し	休憩所として開放、携帯電話の充電
鴨川市立図書館	雨漏り、建物の一部破損	9月9日				携帯電話の充電、Wi-Fi提供、休憩室提供

木更津市立図書館	別館(恵春庵):雨樋の落下・破損、玄関入口の仕切り倒壊、玄関横の仕切り倒壊、裏門の倒壊					図書館別館(通称:恵春庵を関係団体の活動場所として貸出)
君津市立中央図書館	敷地内での倒木	9月9日～11日		ホームページ閲覧不可(インターネット環境の不具合)	9月10日～未定	本庁危機管理課応援による避難所、携帯電話の充電、物資配布
袖ヶ浦市立中央図書館	中央図書館:ロビー他浸水(対策済)	根形公民館図書室:9月9日～現在、平岡公民館図書室:9月9日～11日			根形公民館図書室:9月9日～現在(休館中)、平岡公民館図書室:9月9日～11日	中央図書館:充電スペース・休憩スペースの開放 平川公民館:給水車活動中(市HP・ツイッターで要確認)
袖ヶ浦市立おかのうえ図書館	事務室雨漏り有り(対応済)	9月9日～12日		開館後は制限無し	9月9日～13日13:00	充電スペースの開放 敷地内の長浦公民館、長浦行政センターでの物資支給(市HP・ツイッターで要確認)
袖ヶ浦市立平川図書館		9月9日～11日	復旧	開館後は制限無し	9月9日～11日13:00	敷地内の平川公民館、平川行政センターでの物資支給(市HP・ツイッターで要確認)
袖ヶ浦市立根形公民館図書室		9月9日～現在			9月9日～現在	
袖ヶ浦市立平岡公民館図書室		9月9日～11日			9月9日～11日	併設の平岡公民館で給水車活動中(市HP・ツイッターで要確認)
南房総市図書館	施設外灯が根元から折れる。	9月9日～10日		10、11日は返却のみ、12日から平常貸出	各施設図書室は閉鎖	携帯電話の充電
大多喜町立図書館天賞文庫				貸出		臨時休校(停電、断水)職員室として利用、携帯電話の充電
いすみ市大原公民館						避難所設置、飲料水提供、携帯電話の充電
富津市移動図書館(富津市役所)		(市役所内:9月9日～11日 但し非常電源稼働)			移動図書館は9月9日～19日 運休(延長の場合有)	
ふれあいプラザ栄				9月11日午後NTT回線不具合によるネット不通のため、手動による貸出		
鋸南町中央公民館	図書室被害無、施設全体:多少のガラス破損、軒先破損	9月9日～13日			図書室休館:開室は未定	
大網白里市図書室	図書室3階ホール雨漏り。分室:本の水濡れ	9月9日～11日	9月9日～10日	9月10日:全室臨時休室、11日:分館一部休室、一部は貸出・返却のみで開室	9月10日～11日	図書室職員が避難所等での応援職員対応
九十九里町立中央公民館図書室	図書室被害無し、施設の1階和室・2階調理室で一部窓ガラス破損					携帯電話の充電
芝山町中央公民館	自家発電機で対応	9月9日	9月9日			飲料水の提供、携帯電話の充電
一宮町まちな図書館						公民館に避難所設置
睦沢町公民館図書室		9月9日～11日	9月9日～11日			携帯電話の充電

長柄町公民館	建物の損壊、館内雨漏り	9月9日～10日			9月9日～11日	休憩所の設置、携帯電話の充電
長南町中央公民館	図書室被害無、施設全体：雨漏り					避難所設置、携帯電話の充電
白子町青少年センター図書室						避難所設置

台風19号(令和元年10月12日伊豆半島上陸)の千葉県内公共図書館及び公民館等読書施設被災状況(概要)

(令和元年10月16日千葉県立中央図書館調べ)

館名/項目	施設被災状況 (10月16日現在)	停電	断水	利用制限	臨時休館	被災者 への対応	他自治体 への 資料貸出
千葉市中央図書館	2階フロア雨漏り				10月12日		可
千葉市みやこ図書館	児童室・新聞コーナー等の雨漏り				10月12日		可
千葉市花見川図書館					10月12日～13日10時(11時開館)		可
千葉市稲毛図書館					10月12日～13日午前10時(11時開館)		可
千葉市若葉図書館		西都賀分館:10月12日8時10分～25分			10月12日～13日午前12時(午後1時開館)		可
千葉市緑図書館					10月12日～13日午前中		可
千葉市美浜図書館					10月12日～13日午前10時(11時開館)		可
市原市立中央図書館	市津公民館図書室:建物の損壊、電源設備の破損、ガラスの破損	市津公民館図書室:10月12日	市津公民館図書室:10月12日	市津公民館図書室:利用停止、返却ポスト停止	市津公民館図書室:開室未定	市ホームページに市津公民館図書室の情報掲示	可
習志野市立中央図書館					10月12日～13日		可
八千代市立中央図書館	2階倉庫内に水たまり						可
八千代市立大和田図書館	別館の屋根損壊				10月12日～13日13時		可
八千代市立八千代台図書館					10月12日～13日13時		可
八千代市立勝田台図書館	窓1か所開放不可				10月12日～13日13時		可
八千代市立緑が丘図書館					10月12日～13日13時		可
船橋市中央図書館					10月12日		可
船橋市西図書館					10月12日		可
船橋市東図書館					10月12日		可
船橋市北図書館					10月12日		可
鎌ヶ谷市立図書館					10月12日～13日午後1時		可
白井市立図書館				13日集会事業中止	10月12日～13日午後1時		可

松戸市立図書館	雨漏り(資料被害無)	10月13日(朝のみ)			10月12日～13日(本館のみ13日正午まで)		可
柏市立図書館					10月12日～13日午前		可
流山市立中央図書館	返却ポスト内の本の水濡れ				10月12日～13日		可
我孫子市民図書館(分館含む)					10月12日～13日午前		可
印西市大森図書館	大森・印旛・本埜:雨漏り、そうふけ・本埜:窓から雨の吹き込み雨漏り、小倉台:中庭倒木1本				10月12日(大森・小倉台・印旛・本埜:正午から、小林・そうふけ:午後3時から)		可
佐倉市立佐倉図書館					10月12日		可
佐倉市立志津図書館					10月12日～13日10時30分(本館及び志津分館)		可
成田市立図書館	雨水浸入による児童コーナー床カーペットの水濡れ			13日:公津の杜分館(開館時間9時30分から10時30分に変更)、美郷台地区会館図書室(会館時間9時30分から午後1時に変更)	10月12日全館休館、13日公民館図書室12室休室		可
四街道市立図書館	雨漏り(地下、2階)、インターネット接続障害			12日お話し会中止、13日読書会延期	10月12日～13日		可
八街市立図書館	空調機械室に雨水流入、事務室、集会室、玄関、玄関側正門ガラスから雨漏り				10月12日～14日		可
富里市立図書館					10月12日～13日		可
酒々井町立図書館					10月12日	プリミエール酒々井(図書館を含む複合施設)にて避難所設置	可
香取市立佐原中央図書館	雨漏りによる浸水				10月12日～13日	同敷地内で対応	可
香取市立佐原小見川図書館					10月12日～13日	同敷地内で対応	可
旭市図書館					10月12日		可
匝瑳市立八日市場図書館				12日17時以降の夜間開館取りやめ			可
東金市立東金図書館	雨漏り				10月12日～13日		可
山武市松尾図書館					10月12日～13日		可

山武市成東図書館					10月12日～13日		可
山武市さんぶの森図書館		10月12日～13日			10月12日～13日		可
東庄町図書館						併設の公民館が避難所となる。避難者の本の閲覧を自由にした。	可
横芝光町立図書館	本館2階ロビー南側カーペット水濡れ				10月12日～13日		可
茂原市立図書館					10月12日	市役所HPの情報貼り出し	可
館山市図書館	館内複数箇所雨漏り			12日お話会中止	10月11日午後3時～13日		可
鴨川市立図書館	建物の一部損壊、雨漏り、一部漏電	10月14日～15日(施設一部漏電による停電)				携帯電話の充電、Wi-fi提供、休憩室の設置	可
木更津市立図書館					10月13日～14日		可
君津市立中央図書館					10月12日～13日(一部分室は15日まで)		可
南房総市図書館						携帯電話の充電	可
いすみ市大原公民館		10月12日午後10時～13日午前3時					可
ふれあいプラザさかえ図書室					10月12日～13日		可
大網白里市図書室	2階3階雨漏り				10月12日～13日		可
芝山町中央公民館						避難所として10月13日午前8時に開設	可
一宮町まちなかの図書室					10月12日～14日	本の一時貸し出し	可
長生村文化会館				部屋の閉鎖	10月12日		可
長柄町公民館図書室	館内雨漏り						可
鋸南町立中央公民館	公民館の風除壁倒壊、屋上出口ハッチ破損、フェンス一部倒壊						可
白子町青少年センター図書室						携帯電話の充電	可

# 千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）の概要

＜計画期間＞ 平成27年度からおおむね5か年

## ◆第三次計画の策定について◆

○**読書が育む多くのもの**（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条より抜粋）

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けてつけていく上で、欠くことのできないものである」

○**子どもと本をつなぐ**

乳幼児 ～愛情ある語りかけや読み聞かせで言葉を育む土台作りをする～

小学校《前期》～本を読む楽しさ、本の世界に学ぶ面白さにひたる～ 《後期》～読書の幅を広げる～

中学生・高校生 ～読書の輪を広げ仲間と語り、生き方を考える～

### 1. 本計画の性格

- (1)子どもの読書活動を全県的に推進するための手引
- (2)「読書県『ちば』」を目指す設計図



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

### 2. 基本理念

子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる  
読書県「ちば」の推進

### 3. 特色

◎「家庭・地域」「学校等」「図書館等」「行政」のそれぞれの役割と必要な取組を明確にしました。

### 4. 基本方針

- (1)読書に親しむ機会の充実
- (2)読書環境の整備
- (3)普及啓発活動の推進

○**子どもの読書活動推進センターについて**

県立図書館は、教育委員会など、関係機関や団体との連携や、図書館、学校、ボランティア団体等の機能強化など、子どもが読書に親しむ機会の提供や読書活動の充実を支援する「子どもの読書活動推進センター」機能を充実させます。

### 5. 主な取組

- (1)家庭読書の推進
- (2)地域における「本のある街」の推進
- (3)図書館等との連携による学校図書館機能強化及び学校における読書活動の充実
- (4)公立図書館の「子どもの読書活動推進センター」機能の充実
- (5)市町村の「子ども読書活動推進計画」策定の促進
- (6)子どもの読書活動推進の担い手の育成
- (7)子どもと本をつなぐネットワーク活動の構築

**子どもの読書活動推進センターとは**

子どもの読書活動の推進に関し、教育委員会、図書館、関係機関・団体、関係者等の連携の拠点（センター）となる機能や組織。

- ・対象：教育委員会、市町村立図書館、公民館、保育所、幼稚園、学校、子育て支援施設、家庭・地域文庫、子ども会など地域の団体、ボランティアサークル等関係者
- ・内容：子どもの読書推進に関する施策・サービス等の調査・研究、普及・啓発  
資料の収集と提供（貸し出し・搬送）  
担当者の研修及びネットワークの構築（連絡・調整、情報の共有、人や組織の連携等）

## 6. 3つの基本方針とその具体的な方策

	1 読書に親しむ機会の充実	2 読書環境の整備	3 普及啓発活動の推進
家庭・地域における取組	<b>家庭では</b>		
	ア 本の読み聞かせ イ 家庭読書の推進	ア 大人が本に親しむ	
家庭・地域における取組	<b>地域では</b>		
	ア 地域文庫・家庭文庫、ボランティア団体等の取組への参加 イ 子どもが本に触れる機会の提供	ア 「本のある街」の推進 イ 子どもの読書活動に関わる人材の育成	ア 地域活動・地域行事における広報・啓発
学校等における取組	<b>幼稚園・保育所・認定こども園では</b>		
	ア 本の読み聞かせ	ア 本のあるスペースの設置 イ 子どもや保護者への図書の貸出	ア 行事や「おたより」の利用
	<b>小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校では</b>		
ア 「朝の読書」等、読書機会の設定 イ 読書意欲を高める取組 ウ 図書資料を活用した授業の展開 エ 児童生徒による読書支援 オ 障害のある児童生徒への読書活動の支援 カ 学校図書館の活動計画の作成	ア 司書教諭や学校司書がいる「人のいる学校図書館」の推進 イ 図書館等との連携 ウ 図書資料の充実 エ 学校図書館の自己評価 オ 学校図書館の情報化推進	ア 読書啓発リーフレット等の活用 イ 1000か所ミニ集会・PTA行事等を利用した広報・啓発	
図書館等における取組	<b>県では</b>		
	ア 読書活動に関する情報提供 イ 読み聞かせの普及 ウ 子ども向けの事業の実施 エ 子育て支援サービスの推進 オ ヤングアダルト（ティーンズ）サービスの充実 カ 子どもの読書活動推進の担い手支援 キ 学校図書館との連携協力と支援 ク 公立図書館等の取組への支援	ア 公立図書館の整備 イ 「子どもの読書活動推進センター」機能の充実 ウ 学校図書館との連携協力と支援 エ 市町村教育委員会との連携強化 オ 民間団体の支援・ボランティア活動の推進 カ 多様な支援を必要とする子どものための諸条件の整備 キ 運営の状況に関する評価等の実施 ク 公立図書館等の取組への支援	ア 「子どもの読書活動推進センター」としての啓発・普及 イ 学校との連携 ウ 子どものための郷土資料の充実と情報発信 エ 市町村立図書館等の取組への支援
行政における取組	<b>県では</b>		
	ア 子どもが本に親しむ機会の提供	ア 公立義務教育諸学校及び県立学校への人的配置 イ 学校図書館のさらなる活性化を図るための研修会等の実施 ウ 「千葉県子どもの読書活動推進計画」の点検・評価 エ 市町村の「子どもの読書活動推進計画」策定支援 オ 子どもの読書活動の実態調査や取組事例の調査 カ 民間団体の活動支援、子どもの読書活動推進の担い手育成	ア 子どもの読書活動啓発リーフレットの作成・配付 イ 家庭読書の推奨 ウ 「本のある街」の推進 エ 地域において子育て支援に従事する指導員等への啓発
行政における取組	<b>市町村では</b>		
	ア ブックスタート事業の推進 イ 民間団体等と連携した機会の提供 ウ 関連事業における読書機会の提供	ア 「子ども読書活動推進計画」の策定 イ 民間団体等の活動支援、子どもの読書活動に関わる人材の充実 ウ 学校司書(学校図書館担当職員)の配置促進 エ 子どもの読書活動推進に関わる連携会議の開催 オ 子どもの読書活動の実態調査や取組事例の調査 カ 「子どもの読書活動推進計画」の点検・評価	ア 検診や親子で参加する行事での広報・啓発 イ 子育て支援事業の場における啓発
			「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等を中心とした取組

# 千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)に伴う子どもの読書活動推進センター事業(平成27年度～令和元年度)

千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)に伴う子どもの読書活動推進センターにおける5年間の重点事業については、以下に記載のとおりである。  
5年間の実施状況は概ね順調に推移しており、当該事業については、引き続き第四次計画をにらみながら着実に推進してまいりたい。

## 1 読書に親しむ機会の充実

推進計画の該当箇所	重点事業	対象	事業内容	行動計画	実施年度					5年間の実施状況	自己評価					
					H27	H28	H29	H30	R1							
イ 読み聞かせの普及	読み聞かせボランティア入門講座	一般	子どもへの読み聞かせや読書の重要性についてより一層の理解を深めてもらうため、県内の図書館未設置地域を中心に、一般県民、特に読み聞かせボランティアを対象に講座を実施する。	事業の実施	●	●	●	●	●	年2回県内各市町村(図書館未設置または同内容の講座未実施の自治体)で開催している。これまでに9回延べ347人が受講した。	どの地域でも近隣地域の読み聞かせボランティアの方などの参加があり、一定の成果を上げている。学ぶ機会を継続的につってほしいという声や、より応用的な内容を学びたいという声もあり、今後の講座運営の参考としたい。					
	児童サービス基礎研修会	図書館職員	市町村立図書館等の児童サービスの初任者を対象に、基礎を身につけることを目的とした研修会を年5回開催する。	事業の実施	●	●	●	●	●	県内公共図書館員に講師を依頼するほか、初任者以外にも参考になるような専門家による研修も実施している。読み聞かせ・レファレンス等の分野では県立図書館職員が講師を務めている。毎年5回開催し、延べ1,164人が受講した。	毎年200人を超える受講者があり、成果を上げている。					
	高校読み聞かせ講座への講師派遣	学校	保育等読み聞かせに関心のある生徒に対して、読み聞かせの基本的な技能を学べる講習会を実施する。	事業の実施	●	●	●	●	●	高校から依頼を受けて講師派遣を実施している。これまでに延べ47校1,048人が受講した。	授業の一部や図書委員会の活動に組み込まれている高校からの依頼が多く、生徒が子どもの頃に読んだ絵本に触れ、読み聞かせを学ぶ機会として、教員からの要望も大きい。新規に希望する高校も増えてきている。					
オ ヤングアダルトサービスの充実	ティーンズ向けサービスの開発	一般	生徒の読書への関心を高めるため、県立図書館ホームページに専用ページ「としょ部っ!」を作成し、県内の高校等で行っている図書委員会の活動紹介やティーンズ向けの本の紹介などを掲載する。	事業内容の検討 関係資料整備 事業の実施	●	●				高校生向けの調べ方案内を毎年作成、改訂等を行っている。また、専用ページ「としょ部っ!」に県内高校の図書委員会の活動事例をこれまでに8校掲載した。平成29年度にはビブリオバトルの盛んな高校の事例も紹介した。	児童資料室内のコーナー設置と専用ホームページ開設により、サービス基盤をつくることができた。令和元年度には実際の高校生の話を聞く会にも参加し、ティーンズコーナーの充実に向け実態調査を始めている。					
	子どもの読書活動推進の担い手支援	千葉県公共図書館協会児童サービス研修委員会	図書館職員	県内公共図書館の中堅職員に対し、児童サービスのスキルアップ研修会を年間5回実施する。	事業の実施	●	●	●	●	●	研修会(合同研修会・コース別全5回)を運営するほか、市町村の職員も交えた年3回の会議で研修内容や運営方法を検討している。これまでに延べ829人が受講した。	例年定員を超える申込みがあり、継続的に専門性を高めるための研修の機会として県内職員から需要がある。				
		県民プラザ読み聞かせ講座	教職員 一般	読み聞かせを身につけられるよう実習を主とした講習会を県民プラザとの共催で教職員向け、一般県民向けそれぞれ年1回開催する。	事業の実施	●	●	●	●	●	例年、教職員向け、一般向け各1回ずつ実施していたが、令和元年度は統合しての開催となった。これまでに延べ310人が受講した。	教員向けとして県が開催する同様の研修は他になく、一定の成果が上がっていると考えられる。				
図書館担当支援の充実		学校司書	生徒の図書活用を活性化させるため、学校司書との運営相談を充実させる。	事業の実施	●	●	●	●	●	学校図書館からの運営相談に応ずるほか、千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会や学校司書部会等において、学校向け貸出セットや図書館の利用方法について毎年説明している。未登録校へ登録の呼びかけを行ったところ、今年度20校の追加登録があった。	登録校が増えたことで、貸出冊数も5年前と比べ17,000冊程度増加している。					
キ 学校図書館との連携協力と支援	認定絵本土講座	大学生	認定絵本土の養成のため、県内大学での講義、実習等を担当する。	事業の実施					●	平成30年度より、千葉敬愛短期大学の講座に年間2コマ講師(ゲストスピーカー)として講義・実習を実施している。	国立青少年教育振興機構による「認定絵本土」は、大学や短大等の教育課程に位置付けられた講座受講により取得でき、子どもの読書活動の担い手の育成に直接つながる活動といえる。					
	特別支援学校の訪問支援	学校	読み聞かせを通して本への関心を高めるため、特別支援学校を対象に訪問お話を実施する。	事業の実施	●	●	●	●	●	平成25年度より西部図書館で開始し、平成29年度より3館で開始した。これまでに西部図書館が40校、中央図書館が19校、東部図書館が11校、延べ70校へ訪問した。児童生徒へのおはなし会や図書館の使い方の授業のほか、学校図書館の運営相談や学校向け貸出セットの紹介等を行っている。	図書館員の読み聞かせを楽しみにしているという声もあり、年々訪問を希望する学校数が増えている。訪問できる校数には限りがあるため、学校や地域ボランティア等でも実施できるよう研究していきたい。					
	学校向け貸出セット活用事例(本を使った授業レポート)の作成	教職員	学校向け貸出セットの利用活性化を図るため、図書を活用した授業実践についてホームページで紹介する。	活用事例の検討 活用事例の公開	●					●	学校向け貸出セット等を活用した授業を参観し、社会科学や国語の授業など、合計8校を紹介した。また、令和元年度は新聞を活用した授業(小学校1校)も紹介した。	今後も様々な学校セットを活用した授業例や資料の活用例を参観・紹介し、貸出学校数の増加に向け取り組みたい。				
小中学校教科単元別資料リストの作成	教職員	図書を使った授業の活性化を図るため、小中学校で図書がよく使われる単元ごとに資料リストを作成し、県立図書館のホームページに掲載する。	リスト内容の検討 小学校国語科リスト作成 小学校社会科リスト作成 小学校理科リスト作成	●	●					●	●	●	●	●	県内の学校で使用している教科書を確認し、図書の利用頻度が高い単元に絞り、リストの作成を行った。これまでに小学校国語科19単元、小学校社会科(生活科含む)10単元、小学校理科5テーマのリストを作成した。	県内図書館への運営相談訪問時に広報を行うことにより、当該リストの存在が周知されつつある。今後は教科書の改訂に合わせ、リストの修正や追加を行っていく予定である。

2 読書環境の整備

推進計画の該当箇所	重点事業	対象	事業内容	行動計画	実施年度					5年間の実施状況	自己評価
					H27	H28	H29	H30	R1		
ウ 学校図書館との連携協力と支援	学校向け貸出用資料の整備	学校	県内の高等学校・特別支援学校の学習活動の支援を目的とし、利用頻度の高いテーマについて10～30冊程度の資料をセット化している。毎年、資料の改訂や追加等を検討する。	学校向け貸出用資料の整備	●	●	●	●	●	毎年、学校向け貸出セットの追加や改訂を実施することにより、これまでに16分野133セットとなった。貸出しも5年前と比べ倍増し、300セットを超えるまでになっている。	セットの貸出申込は増加しており、申込が集中するテーマについてセットの増設を実施している。
				学校へのアンケート実施	●	●					
エ 市町村教育委員会との連携強化	市町村研修会への講師派遣	一般 学校司書	市町村教育委員会や市町村立学校主催の教員、学校司書向けの研修会に講師として職員を派遣する。	事業の実施	●	●	●	●	●	県内教育委員会より依頼を受けて、図書館職員、教員、学校司書、学校ボランティア、保護者等を対象にこれまで13回の研修会を実施した。	県内教育委員会の依頼により実施しており、今後も依頼に応じて実施していきたい。

3 普及啓発活動の推進

推進計画の該当箇所	重点事業	対象	事業内容	行動計画	実施年度					5年間の実施状況	自己評価
					H27	H28	H29	H30	R1		
ア 「子どもの読書活動推進センター」としての啓発・普及	千葉県公共図書館協会 児童奉仕研究委員会	図書館職員	児童サービスに関する調査、研究を行う。	事業の実施	●	●	●	●	●	2年ごとに成果物を作成しており、平成27・28年度は児童担当者マニュアルの改訂を行い、29・30年度は児童奉仕研究会だよりの索引を作成した。令和元・2年度は「友だち100冊できるかな」を補充するおすすめ絵本100冊リストを作成する予定。	千葉県公共図書館協会として、県内図書館等で役立つ児童サービス関係のツールを作成することができている。
	千葉県子ども読書の集い	一般	生涯学習課主催事業である同イベントにおいて、子どもの読書活動への関心を広めるため、県立図書館の子ども読書推進事業についてのパネルや子どもの本の展示を行う。	事業の実施	●	●	●	●	●	毎年5月に生涯学習課の協力事業として実施。子ども読書・学校支援のPRパネル、本の展示、利用案内、利用登録・貸出等を実施している。	平成29年度から科学読み物の展示とあわせて科学遊び、工作コーナー、バリアフリー図書の紹介など充実を図った。講演会の講師選定について生涯学習課から相談があったこともあり、今後も連携して進めていきたい。
	公立図書館と学校の連携を図るための研修会	司書教諭 学校司書 図書館職員	生涯学習課主催事業である同研修会において、学校との連携についてパネル展示など広報を行う。	事業の実施	●	●	●	●	●	毎年、会場に学校支援サービスについてのパネルを掲示するほか、平成30年度・令和元年度は県立図書館職員1名がパネルディスカッションに参加した。	県立図書館の学校連携業務について広報を行うことができ、利用につながった。また、平成30年度からはパネルディスカッション形式で意見交換が行われ、各学校や図書館の実態についての現状を知ることができた。
イ 学校との連携	図書館活用出前授業 (中学校との連携)	学校	モデル事業として、県立図書館の職員が直接学校を訪問し、県立図書館の利用の仕方や本を使った調べ方の実習を行う。	事業内容の検討		●				平成29年度より毎年、千葉中学校では「コンピュータで必要な本を探してみよう」、葛城中学校では「百科事典を使って調べてみよう」のテーマで授業を実施し、これまでに17クラス、延べ619名の生徒が受講した。両校とも貸出券の希望を募ったところ、新規登録を行った生徒は延べ377名となった。	図書館を活用した調べ学習の基礎を学ぶ授業を展開することで、今後の多様な教科の学習につながる学習となった。貸出券の希望を学校で募ったことで多くの利用登録があり、子供たちの身近にある図書館としての利用も増えた。
				事業の実施			●	●	●		
ウ 子どものための郷土資料の充実と情報発信	児童用郷土資料リストの作成	一般 学校	千葉県の昔話について市町村ごとにリスト化することで、学校や地域での読み聞かせの参考にしてもらうとともに、児童生徒に地元の昔話に関心を持たせ、読書活動につなげる。	リスト内容の検討	●	●	●			平成29・30年度に、民話の本に書かれている話を県内の市町村ごとに分け、約4,000項目のリストを作成した。令和元年度はチラシを作成し、「公立図書館と学校の連携を図るための研修会」等の機会を利用して広報活動を行った。	書名などでは検索できない、地域情報を探すツールを作成することができた。県民からは、「地域ごとにまとまっていてわかりやすい」「授業で使えそうだ」という声が聞かれた。
				リストの作成				●	●		

# 千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)の策定に向けて

国

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月）一抄一

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という）を策定しなければならない。

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。

県

第二期千葉県教育振興基本計画(H27)  
II 元気プロジェクト  
11 読書県「ちば」の推進

千葉県子どもの読書活動推進計画（第一次）(H15)

千葉県子どもの読書活動推進計画（第二次）(H22)

千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）(H27)

**基本方針（第三次）**  
① 読書に親しむ機会の充実  
② 読書環境の整備  
③ 普及啓発活動の推進  
※おおむね 5 年

**目標数値（第三次）**  
○ 読書好きな子どもの割合 (80%)  
○ 不読率 (小 6…3%、中 3 …12%)  
○ 市町村の「子どもの読書活動推進計画」策定率 (市…100%、町村…70%)  
○ 公立図書館等と連携している学校の割合(100%)  
○ ブックスタート実施市町村の割合(100%)  
○ 公共図書館におけるボランティアの登録数(2,500 人)  
○ ボランティアと連携・協力している学校の割合(68%)

**状況（H26 年度→H30 年度）**  
□ 読書の好きな割合は、70%台中盤で推移  
小 6…73.4%→74.6%(H29)、中 3…74.4%→73.6%(H29)  
□ 中学校になると不読率が高くなる傾向  
(不読率 小 6…18.8%→18.0% 中 3…29.0%→29.1%)  
□ 市の「子ども読書活動推進計画」策定率は増加  
(83.8%→89.1%) 町村は昨年度同様(29.4%→29.4%)  
□ 公立図書館等との連携(70.5%→70.9%)  
□ ブックスタート実施市町村が H29 年度から 100%となり、目標値を達成  
□ ボランティアの登録数(2,116 人→2,944 人)は、目標値達成  
ボランティアとの連携・協力(56.0%→62.7%)も伸びてきている

**第四次計画骨子(案)**  
□ 発達段階別アプローチ (乳幼児期・小学生期・中学生期・高校生期)  
□ 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での推進  
□ 読書環境の整備や連携体制の構築

情勢の変化と留意すべき事項

中学生までの読書習慣の形成が不十分

高校生になり読書の関心度合いの低下

スマートフォンの普及等による子どもの読書環境への影響の可能性

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）(H30)

ポイント

- ① 発達段階ごとの効果的な取組を推進
- ② 読書への関心を高める取組を充実
- ③ 情報環境の変化の影響に関する分析

千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）  
令和元年度 3 月策定

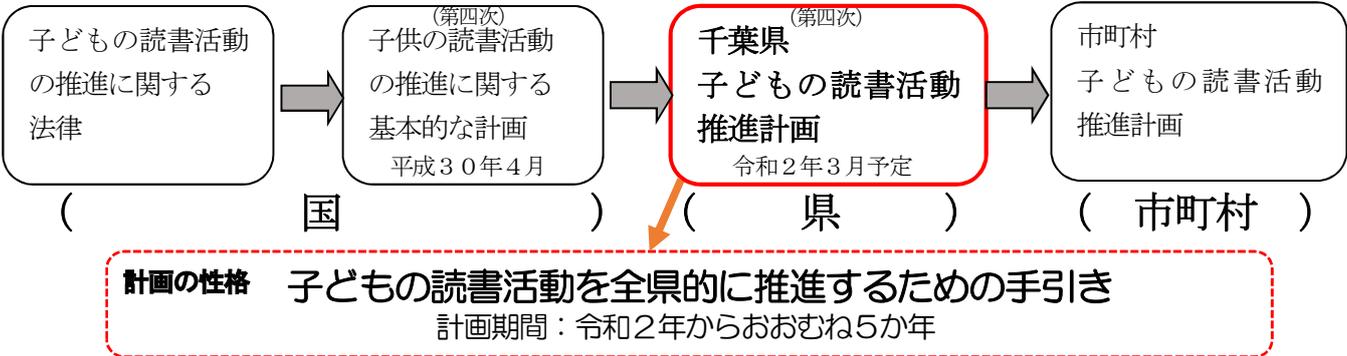
県民等・市町村教委等への各種調査・読書関連事業での意見聴取  
・パブリックコメント

**子どもの読書部会**  
(生涯学習審議会内に設置)  
・生涯学習審議会委員 5 名  
・協力員 4～5 名  
学識経験者 (行政関係者を含む)  
社会教育関係者 (図書館関係者を含む)  
家庭教育関係者  
学校教育関係者

**子どもの読書活動推進委員会**  
(担当者会議)  
学習指導課  
特別支援教育課  
総務部学事課  
健康福祉部子育て支援課  
環境生活部県民生活・文化課  
県立図書館  
生涯学習課(事務局)

# 千葉県子どもの読書推進計画(第四次)概要

## 第1章 計画策定にあたって



## 第2章 第三次推進計画期間における子どもの読書活動に関する状況 ※平成26年～31年

主な成果	主な課題
ブックスタート実施市町村100% 市町村立図書館等ボランティア 2076人→2817人 学校図書館の充実「学校図書館自己評価表」活用	・読書好きな子どもの減少(中学生・高校生) ・市町村推進計画策定(市89.1%、町村29.4%) ・市町村ごとの格差(図書館の有無・司書・予算)

子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

- ・学校図書館法の改正等・学習指導要領の改訂
- ・情報通信手段の普及
- ・図書館における障害者利用の促進

○読書への関心を高める取組  
○市町村の推進計画策定率を上げる  
→役に立つ具体例の紹介が必要

## 第3章 基本的な方針

**基本理念**  
**すべての子どもたちが、本に親しみながら成長していくための読書活動の推進**  
 ～子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる「読書県『ちば』」の推進～



## 第4章 具体的な取組

**発達段階別アプローチ ※具体例提示**  
 ※乳幼児期・小学生期・中学生期・高校生期

**(1)家庭**

- ・家読(うちどく)の推進※家の中、外での取組
- ・ブックスタート、セカンドブックへの参加

**(2)地域**

- ・公立図書館、公民館、ボランティア等
- ・子どもの読書活動推進センターの紹介(県立中央図書館)

**(3)学校等**

- ・全校一斉の読書機会
- ・子ども同士で本を紹介する活動

**(4)情勢の変化への対応**

- ・情報リテラシー・新しい読書のきっかけ(タブレット端末・インターネット・電子図書館)

**家庭・地域・学校等別の読書環境整備、連携体制の構築 ※具体例提示**

**(1)環境整備**

- ・家庭…読書の大切さの理解、時間確保
- ・地域…図書館の整備、情報化、読書バリアフリー
- ・学校…魅力ある学校図書館、人的体制整備

**(2)家庭・地域・学校等の連携**

- ・家庭と学校の連携…読書の意義、ボランティア
- ・地域と学校の連携…課題解決学習、企業連携
- ・学校と学校の連携…異学年交流
- ・家庭と地域の連携…地域行事への参加
- ・公立図書館間の連携…情報交換・共有

**(3)普及啓発活動 (4)子どもの読書活動推進体制の整備**

- ・家庭、地域、学校等、行政(県・市町村)

※11月5日子どもの読書部会(作成中)

## 千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)



千葉県マスコットキャラクター

チーバくん

令和2年3月  
千葉県教育委員会

## 千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次) 目次

第1章	第四次推進計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1 計画改定の趣旨	
	2 計画の性格	
	3 計画の期間	
第2章	第三次推進計画期間における子どもの読書活動に関する状況・・・	2
	1 数値目標による検証・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2 第三次計画の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	3 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化・・・・・・・・	9
第3章	基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	3 子どもの読書活動に係る目標とする数値・・・・・・・・	12
第4章	具体的な取組	
	1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進・・・	13
	(1) 家庭における発達段階に応じた取組の推進・・・・・・・・	13
	(2) 地域における発達段階に応じた取組の推進・・・・・・・・	15
	(3) 学校等における発達段階に応じた取組の推進・・・・・・・・	18
	(4) 情勢の変化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	2 読書環境の整備と連携体制の構築	
	(1) 環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(2) 家庭、地域、学校等の連携・・・・・・・・	29
	(3) 普及・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	(4) 子どもの読書活動推進体制の整備・・・・・・・・	32

### 推進計画で多く使用される言葉と意味

多く使用される言葉	意 味
子ども	0歳からおおむね18歳の者(乳幼児、児童、生徒)
推進計画	子どもの読書活動推進計画
学校等	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び義務教育学校
幼稚園等	幼稚園、保育所、認定こども園
図書館等	公立図書館(県立・市町村立)、公民館図書室
学校図書館	小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に設置されている図書館

※「子ども」「子供」の表記について

文部科学省では数年前から「子供」と表記している。千葉県としては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子ども」と表記する。

# 第1章 第四次推進計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

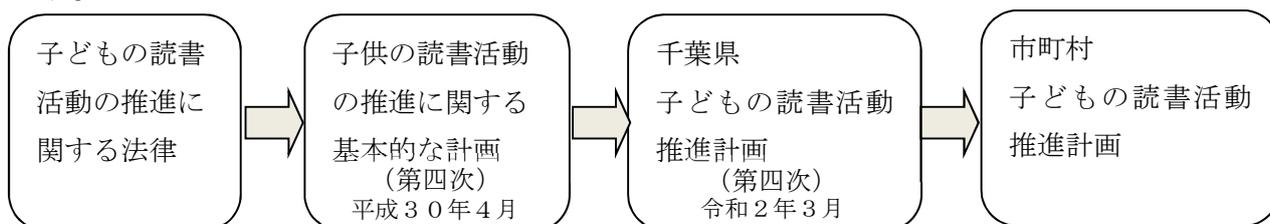
子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものである。 「子どもの読書活動の推進に関する法律」より

「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後の国の動向を踏まえ、第三次計画期間中における成果と課題、子どもを取り巻く読書環境の変化等を把握し、本県の子どもの読書活動を一層推進するために、第三次計画を改定し、今後の施策の基本的方針と具体的方策を定める「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」を策定します。

## 2 計画の性格

### (1) 子どもの読書活動を全県的に推進するための手引き

この計画は、市町村が子どもの読書活動推進計画を策定する際の指針となるものです。また、子どもの読書活動を推進する担い手が活動する際の手引きとして活用するものです。



### (2) 「読書県『ちば』」を目指す設計図

この計画は、千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」、第3期千葉県教育振興計画「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」で目指す「読書県『ちば』」を推進するための具体的な設計図です。子どもの読書活動の意義を社会全体に広め、千葉県のすべての子どもたちが、本に親しみながら成長していくために、県民が共有する計画です。

読書はすべての教育の基盤であり、「読む、書く、話す、聞く」力を育て、コミュニケーション能力を高めるものです。また、想像力を高め、創造力を養い、自ら学ぶ力をつけることができます。子どもが進んで読書に親しむことができる環境づくりを進めるとともに、学校図書館と公立図書館の連携や図書館ネットワークの構築等を図ります。

## 3 計画期間

この計画期間は、令和2年度からおおむね5か年とします。

## 第2章 第三次推進計画期間における子どもの読書活動に関する状況

### 1 数値目標による検証

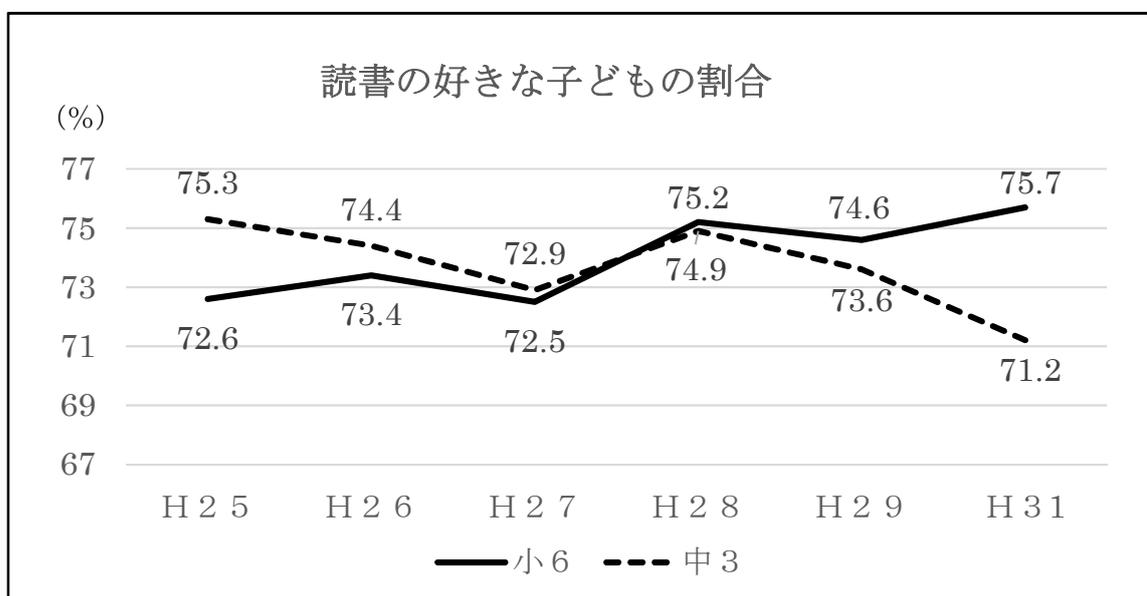
第三次計画では、子どもの読書活動の推進状況を把握するために、目標とする数値を定めました。現時点での達成状況を検証します。

#### 【目標1】子どもの読書活動の現状（読書離れ）を改善する。

##### (1) 評価指標「読書の好きな子どもの割合」

	第三次目標	平成25年	平成31年
小6	80%	72.6%	75.7%
中3	80%	75.3%	71.2%
高2	80%	77.8%※	73.1% ※

全国学力・学習状況調査（小6・中3）、千葉県生涯学習課調査（高2）※平成26、29年度実施



※平成30年のみ、質問項目がなくなったため記載省略(全国学力・学習調査)

読書が好きな子どもは、小学校 75.7%（全国平均 75.0%）、中学校 71.2%（全国平均 68.0%）と、全国平均と比較すると小学校では 0.7 ポイント、中学校では 3.2 ポイント高いことが分かります。

平成25年度と比べると、小学校は 3.1 ポイント上昇していますが、中学校では、4.1 ポイント、高等学校では 4.7 ポイント減少しています。これは、進学するにつれて、「部活動」や「通塾」など放課後の過ごし方が多様化することや、スマートフォンの普及等による影響も考えられます。

**(2) 評価指標「不読率(1か月に1冊も本を読まない児童・生徒)の割合」**

	第三次目標	平成25年	平成31年
小6	3%	11.5%	18.0%
中3	12%	18.6%	29.1%
高2	25%	40.5%※	45.9%※

全国学力・学習状況調査(小6・中3)、千葉県生涯学習課調査(高2) ※平成26、29年度実施

※平成26年度より第三次計画策定時に定めた目標値のもととなった全国学力・学習調査の項目がなくなってしまうため、同調査の「学校の授業時間以外に、普段(月～金)、1日あたりどれくらいの時間、読書を読みますか。」の項目で「全くしない」と回答した割合を活用することに変更

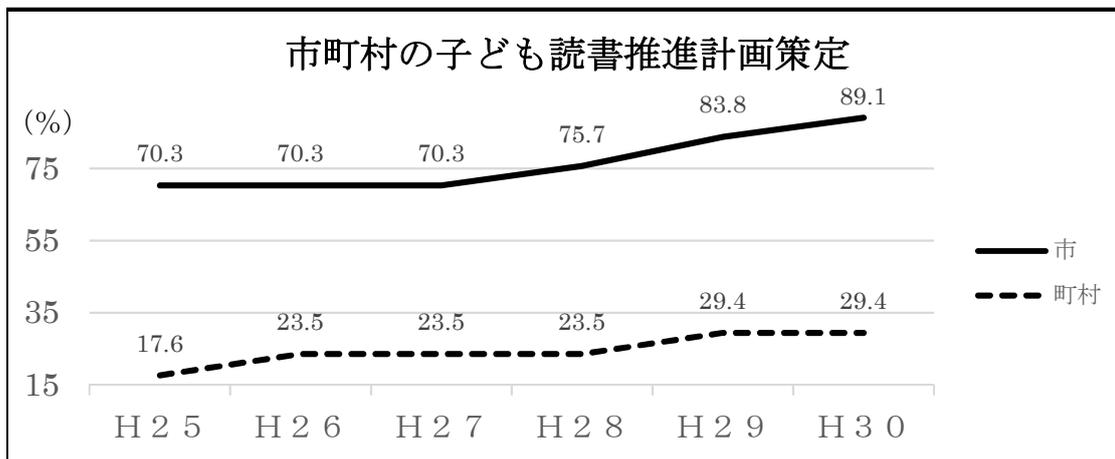
読書の好きな子どもの割合は、小学生から高校生まで大きな変化が見られませんが、不読率は、進学するにつれて増えています。学校では、朝の一斉読書や授業等で読書をする機会がありますが、学校外だと読書をしていない子どもが多数いることがわかりました。原因の分析と、発達段階ごとの効果的な取組を検討する必要があります。

**【目標2】市町村における子どもの読書活動推進体制の整備を支援し、地域格差を是正する。**

**評価指標「市町村の子どもの読書活動推進計画策定率」**

	第三次目標	平成25年	平成30年
市	100%	70.3%	89.1%
町村	70%	17.6%	29.4%

千葉県内 54市町村(37市、17町村)



平成30年度の市町村の読書活動推進計画の策定率は、54市町村中37市町村の68.5%で、平成25年度の53.7%から14.8ポイント増加しています。内訳は、市89.1%(全国平均92.4%)、町村29.4%(全国平均69.9%)であり、全国平均と比較すると低いことが分かります。また、市町村における策定が進まない理由として、地域に図書館等の施設がなかったり、人員を割けなかったりすることなどが挙げられます。地域の格差が大きいため、その差を少なくする手立てを講じる必要があります。

【目標3】 公立図書館、学校図書館の機能及び連携・協力の強化を図る。

(1) 評価指標「学校図書館図書標準※を達成している学校の割合」

	第三次目標	平成24年	平成29年
小学校	55%	49.5%	66.5%
中学校	55%	41.8%	47.4%

文部科学省調査…平成29年まで隔年で調査していたが、5年おきの調査に変更

学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、平成24年から5年間で小学校では17.0ポイント、中学校では、5.6ポイント増加しています。小学校では目標を超えることができました。県独自の「優良学校図書館」の認定等環境整備事業において「学校図書館自己評価表」を活用したことや（P. 28参照）、学校司書を配置する学校の割合が小学校と中学校において約10ポイント増加していることなどが要因と考えられます。

※学校図書館標準…公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書数の標準として、学校種・学級数に応じ設定されている。図書標準。

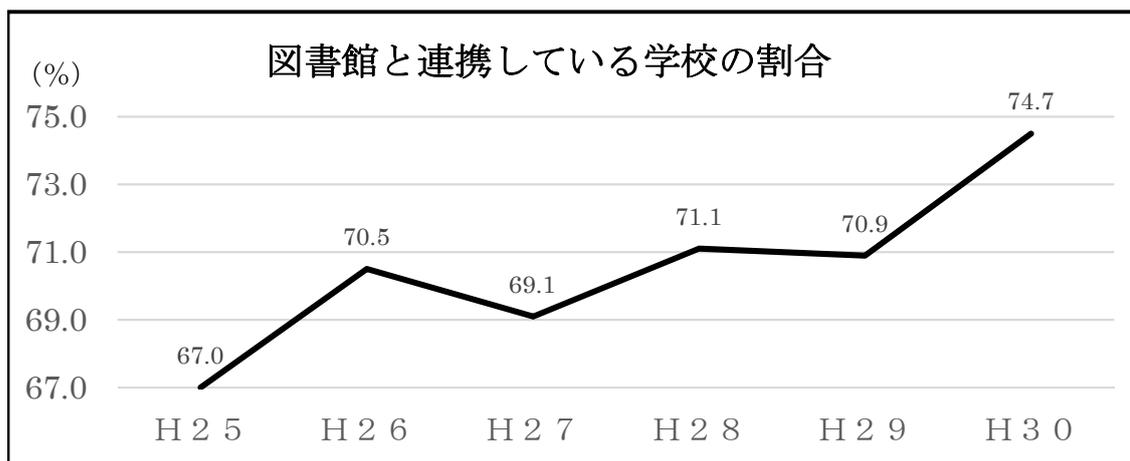
(2) 評価指標「図書館と連携している学校の割合」

	第三次目標	平成24年	平成30年
学校	100%	67.0%	74.7%

千葉県社会教育調査

連携内容

- 公共図書館資料の学校への貸し出し
- 公共図書館との定期的な連絡会の実施
- 公共図書館司書による学校への訪問



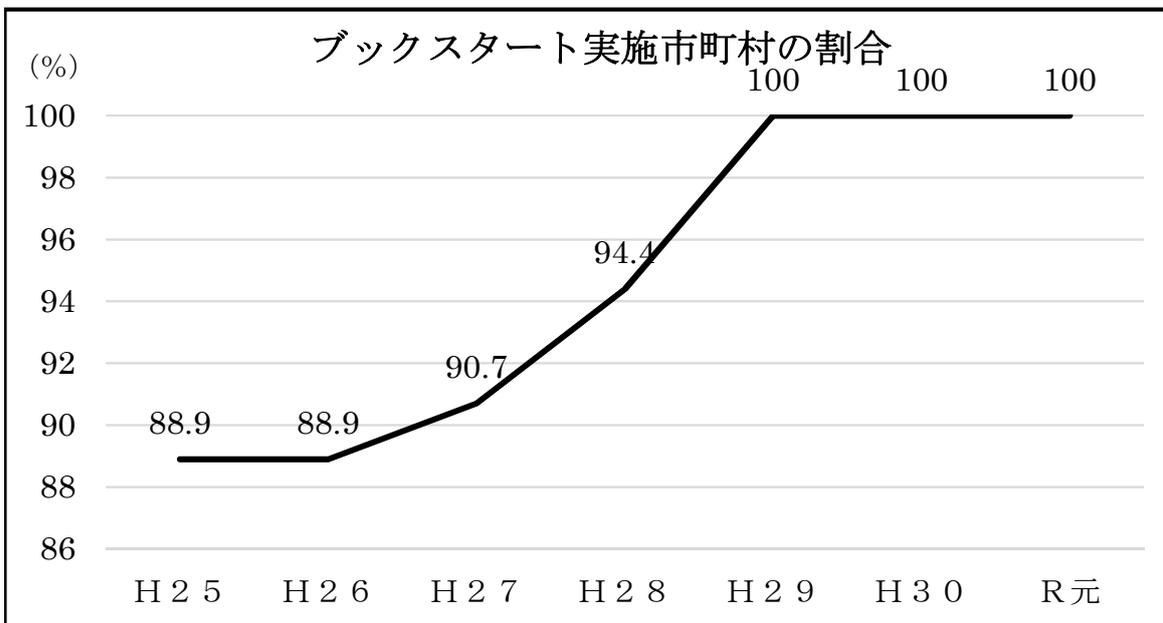
図書館と連携している学校の割合は、平成25年度からの5年間で7.7ポイント増加し、学校と図書館の連携が進んでいます。学校種別にみると、小学校86.1%、中学校56.2%、高等学校、80.2%、特別支援学校小学部64.5%、特別支援学校中学部37.9%、特別支援学校高等部31.3%と、大きな差があることがわかりました。参考になる効果的な連携方法を多数提示し、学校の実態に応じて図書館と連携を図れるようにする必要があります。

【目標4】 幼児期における子どもの読書活動を一層推進する。

評価指標「ブックスタート実施市町村の割合」

	第三次目標	平成25年	平成30年
市町村	100%	88.9%	100%

千葉県生涯学習課 ブックスタート事業等調査 ※平成29年度より100%達成



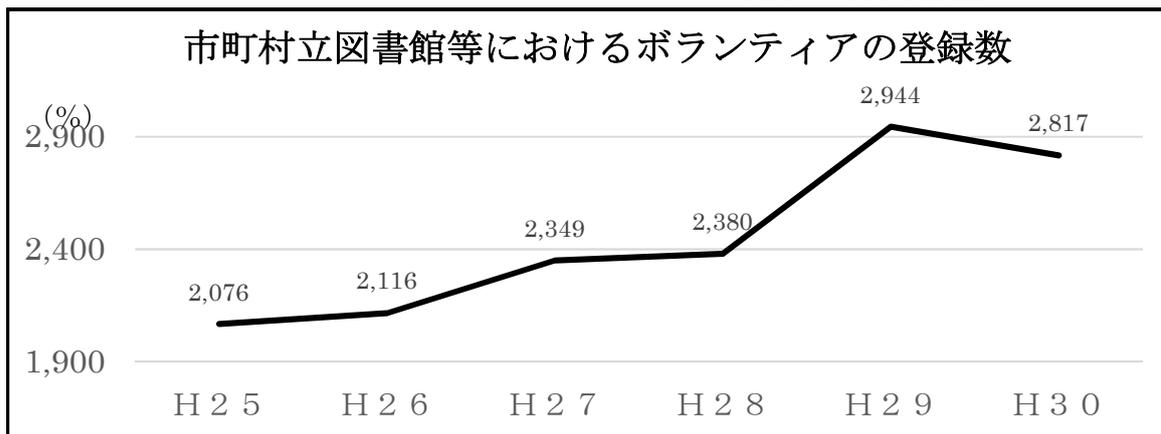
ブックスタートを実施している市町村の割合は平成29年度から目標を達成し、100%になりました。市町村ごとに特色を生かした取組を実施しています。実施時期については、市町村ごとに異なり、出生届時や3、4か月検診、10～12か月検診時に行っています。絵本やブックリスト、図書館の利用案内などを配付するだけでなく、ボランティアの協力のもと、読み聞かせを実施するなど、内容を充実させることができました。

【目標5】 子どもと本をつなぐネットワーク活動を構築する。

(1) 評価指標「市町村立図書館等におけるボランティアの登録数」

	第三次目標	平成25年	平成30年
ボランティア	2,500人	2,076人	2,817人

千葉県社会教育調査

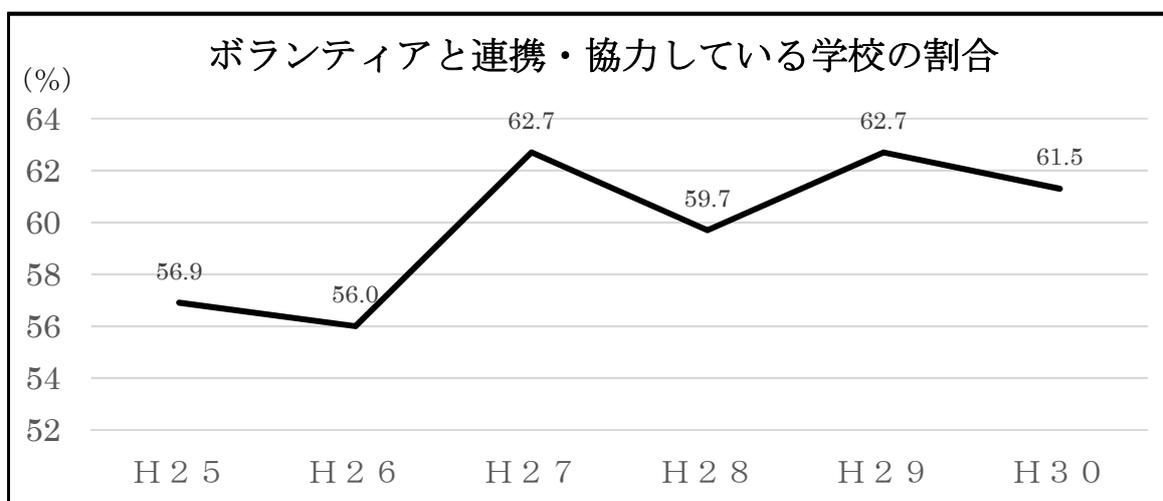


市町村立図書館におけるボランティアの登録数は、平成25年度から増加傾向にあります。ボランティア団体においては、新たな担い手の不足や育成に課題があります。子どもの豊かな読書活動を実現させていくためには欠かせない存在ですので、図書館等をはじめ各機関が連携をして、子どもの読書活動に携わる人材の募集や育成をしていく必要があります。

**(2) 評価指標「ボランティアと連携・協力している学校の割合」**

	第三次目標	平成25年	平成30年
学校	68%	56.9%	61.5%

千葉県社会教育調査



**(3) 評価指標「図書館あるいは教育委員会が加わり、学校関係者と子どもの読書活動の推進について協議する機会がある市町村の割合」**

	第三次目標	平成25年	平成30年
学校	50%	42.6%	46.3%

千葉県社会教育調査

子どもの読書活動の推進について、図書館等や教育委員会職員、学校関係者が協議する機会は、平成25年度から5年間で3.7ポイント増加しています。子どもの読書活動を推進するには、大人の連携が欠かせません。地域ごとに実態が異なるので、現状を把握し、実態に応じた環境の整備や取組を実践していく必要があります。教育委員会、図書館等、学校等の関係者が顔を合わせ、課題を共有し、子どもの読書活動を推進していくことを期待します。

## 2 第三次計画の成果と課題

### (1) 成果

#### ア 乳幼児期における読書活動の意義についての理解が普及

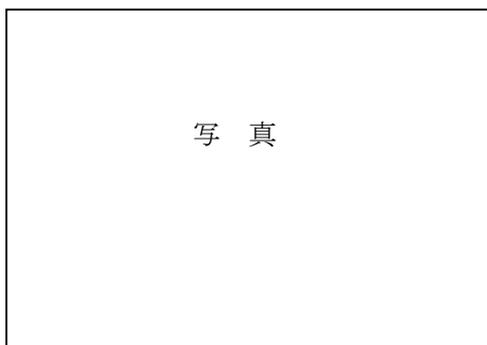
・市町村におけるブックスタート事業が普及し、実施率が目標の100%を達成しました。

ブックスタート事業実施率 H25 88.9% → H29以降 100%

#### ブックスタート事業

ブックスタート事業は、図書館司書や保健師などの立場から、保護者に子どもと一緒に絵本を開くことの楽しさを伝える家庭教育支援の事業として重要な取組です。

すべての赤ちゃんを対象に、市町村自治体の活動として、0歳児検診などで実施されます。



写真

〈取組例〉

○絵本リスト、リーフレット、パンフレット配付

○絵本のプレゼント

○コットン・バック、よだれかけの配付

○図書館の利用案内、図書館カレンダー配付

○わらべうた、紙芝居、絵本の読み聞かせの実施

○読書通帳の配付 など

※市町村ごとに特色ある取組をしています。

#### イ 学校図書館の充実

・県独自で作成した「学校図書館自己評価表」を使い、小中学校が学校図書館を自己分析した結果、優秀・優良学校図書館が増えました。

優秀学校図書館（小学校）	H26	10.8%	⇒	H30	44.8%
（中学校）	H26	16.3%	⇒	H30	30.7%
優良学校図書館（小学校）	H26	86.8%	⇒	H30	93.1%
（中学校）	H26	61.8%	⇒	H30	80.7%

学校図書館が充実してきている理由の一つに司書教諭、学校司書、関係職員の活動の充実があります。司書教諭は、学校図書館の経営や指導面を担当し、学校司書は主に学校図書館メディアの紹介、提供、広報、環境整備等と、学校図書館活性化に欠かせない存在です。

写真

写真

写真

## ウ 公立図書館等における環境整備

県内の公立図書館等における児童資料冊数が増加するとともに、千葉県内図書館横断検索システムにより、蔵書を検索できる市町村の割合が増加しました。

児童資料冊数	H 2 5	4,707 千冊	⇒	H 3 0	4,847 千冊
横断検索システムによる蔵書検索が可能な市町村の割合	H 2 5	58.9%	⇒	H 3 0	70.3%

※図書館横断検索システム…県立図書館3館と県内一部の市町村図書館の所蔵資料を同時に検索できるシステム

## エ 読書活動推進の活性化

### ・ 県主催事業の活性化

「子ども読書の集い」や「公立図書館と学校の連携を図るための研修会」において、文部科学大臣表彰を受賞した子どもの読書活動優秀校・図書館・団体（個人）の実践発表を行い、参加者にとって参考になる取組を知る機会となりました。

また、読書の集いでは、絵本作家等による講話・読み聞かせの実演に加え、出場者を募り、ビブリオバトルを行いました。連携を図るための研修会では講師による講演からパネルディスカッションに内容を変更し、よりよい連携の在り方について話し合いを進めてきました。

### ・ 市町村ごとの主催事業の活性化

工夫を凝らした様々な取組を市町村の図書館や公民館等で実施しました。子どもが読書に親しむためのきっかけをつくり、興味・関心をもてるように積極的に働きかけました。

## (2) 課題

### ア 年齢(学年)が上がるにつれての読書機会の減少

小学校から中学校、中学校から高等学校等へ進学するにつれて、不読率は上がっています。各学校間での連携を密にし、情報を共有した対応、読書活動の推進が必要です。

### イ 市町村における子どもの読書活動推進計画の策定

策定率は上がっているものの、目標値を大きく下回っています。各市町村の実態に応じた可能な限りの計画策定が望まれます。

### ウ 学校司書等、読書活動推進に関わる人員確保

学校司書等、読書活動推進に関わる方の影響力は大きいです。市町村ごとに人員配置に大きく差があります。実態に応じた対策が必要です。

### エ 社会情勢の急速な変化

社会構造、雇用環境の急速な変化、人工知能（A I）の飛躍的進化、情報化社会の進展など、予測困難な時代への対応が求められます。

### 3 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

#### (1) 学校図書館法の改正等

平成26年6月「学校図書館法」改正

→学校司書が法制化、翌年4月より学校司書の各学校への配置が勧められた

平成28年11月「学校図書ガイドライン」「学校司書モデルカリキュラム」提示(文科省)

→学校図書館の整備・充実化、学校司書に求められる知識・技能を整理したカリキュラム

平成29年4月「学校図書館図書整備等5か年計画」始まる(文科省)

→学校図書館の計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置

#### (2) 学習指導要領の改訂

平成29年3月「幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領」公示

平成30年3月「高等学校学習指導要領」公示

→小学校、中学校、高等学校において規定

学校図書館を計画的に利用し、その活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること

→幼稚園において規定

引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこと  
それらを通じて想像したり、表現したりすることを楽しむこと

#### (3) 情報通信手段の普及・多様化

- 児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加している。
- 通信ゲームやパソコン、タブレット端末等が子どもにとって身近な存在になっている。
- SNS等情報通信手段(コミュニケーションツール)の多様化が見られる。

#### (4) 読書バリアフリーの促進

令和元年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行  
(読書バリアフリー法)

→視覚障害、発達障害、肢体不自由など多様な障害のある人が読書しやすい環境整備、  
点字図書、音声読み上げに対応した電子書籍の普及

### 第3章 基本的な方針

#### 1 基本理念

すべての子どもたちが、本に親しみながら成長していくための読書活動の推進  
～子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる「読書県『ちば』」の推進～

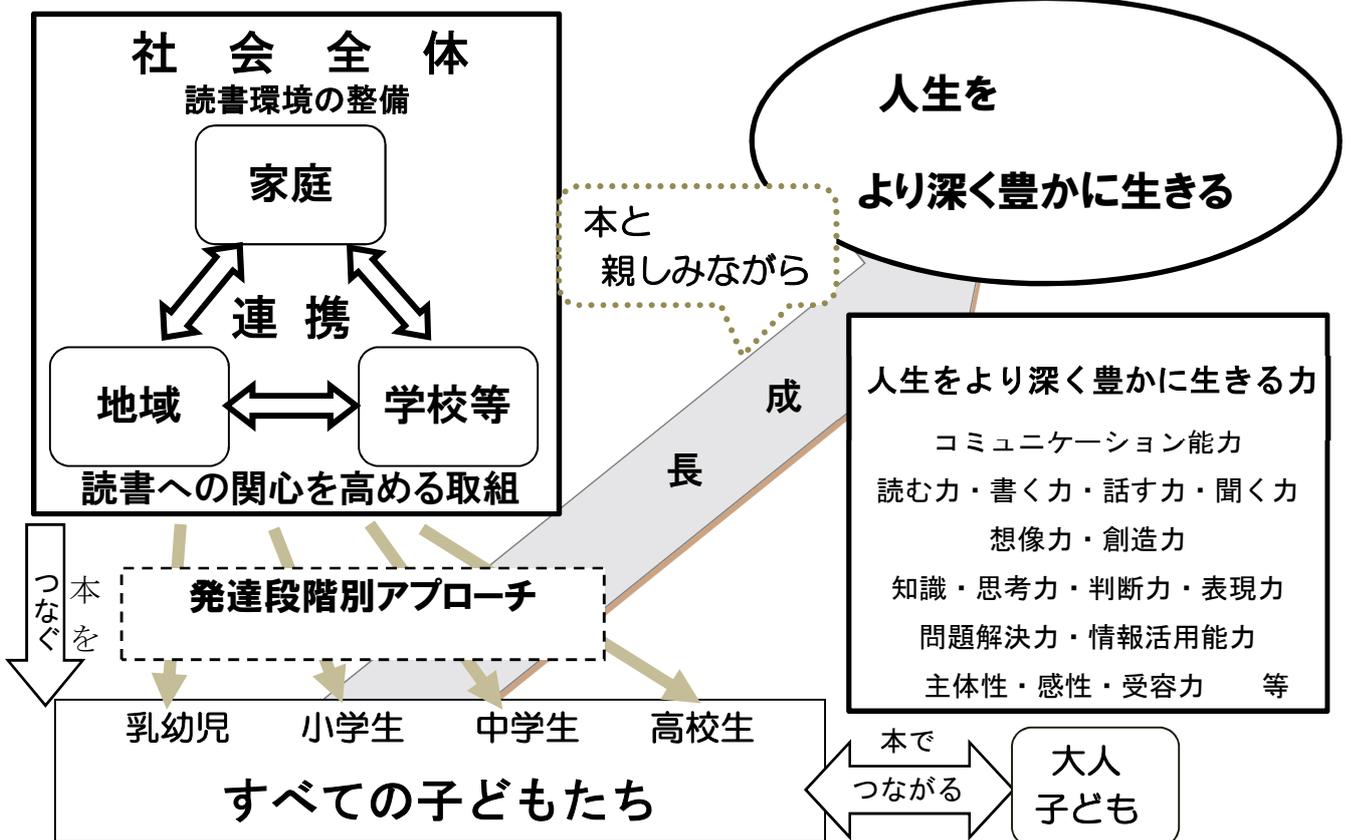
子どもは、読書により、多くのものを身に付けて成長します。読書は、子どもが人生をより深く豊かに生きるために不可欠なものです。

子どもが本に親しみ、好きになったり活用したりと、読書を習慣化するためには、子どもが本の楽しさや必要性を感じる機会の充実が必要です。本に触れるきっかけがあり、子どもと本の楽しさを共有する人がいて、手を伸ばすと好きな本や調べたい本がある。そのような読書環境が、本好きな子どもを育てます。「子どもと本をつなぐ」読書環境が大切です。

同時に、「子どもと本をつなぐ」ために、社会全体が連携して環境づくりを進めていくことが肝要です。読書の必要性を感じ、読書を通じた子どもの健やかな成長を願う人々が多くいます。また、その人々が持っている知識・情報・技能・思い・人間性等は多様で、子どもへの携わり方も様々です。すなわち、そうした人々が「子どもの本でつながる」ことで生まれる効果は、計り知れません。

本計画では、基本理念を念頭に置き、第三次計画期間における成果と課題を踏まえ、基本方針を示します。

【第四次推進計画のイメージ】



## 2 基本方針

### (1) 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

家庭、地域、学校等の社会全体において、子どもの読書への関心を高める取組を実施し、本に親しむ習慣の定着を図ります。子どもの発達段階に応じて、本とつながるきっかけを積極的につくることを推進し、「本を見たい」「本を読みたい」「本で調べてみたい」と読書への関心が高まるよう努めます。

#### ◎発達段階別アプローチ

読書をしていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない実態も見受けられることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

#### 発達段階と特徴(傾向のキーワード)

##### ■乳幼児期「本に出会う」おおむね6歳まで

3歳頃まで…周りの大人の影響で言葉を次第に獲得

4歳頃から…絵本や物語への興味、世界を楽しむ、イメージや言葉を豊かにする

##### ■小学生期「本に親しむ」おおむね6歳から12歳まで

低学年は…本の読み聞かせ、一人で読書、語彙量増、場面や状況をイメージ

中学年は…最後まで本を読み通す(個人差が出る)、自分の考えとの比較、読書量増

高学年は…本の選択ができる、本の良さを味わう、好みの本の発見、読書の幅が広がる

##### ■中学生期「本から学ぶ」おおむね12歳から15歳まで

中学生は…多読動向の減少、共感・感動できる本、読書を自己の将来に役立てる

##### ■高校生期「本と歩む」おおむね15歳から18歳まで

高校生は…読書の目的・資料の種類に応じて適切に読む、知的興味、多様な読書

### (2) 読書環境の整備と連携体制の構築

子どもが、好きな本を手にとったり、必要な資料を調べたりすることのできる、望ましい読書環境づくりを推進します。いつでも、どこでも、すべての子どもたちが本に親しむことができるようになるためには、社会全体において読書環境を整備する必要があります。また、家庭・地域・学校等、それぞれが連携を図り、子どもが読書に親しむ機会が充実できるように努めます。

子どもの読書活動を支える環境には地域間格差があることから、県や市町村は地域の実情を十分に把握した上で施策の方向性や取組を示し、読書活動推進体制を整備します。

## 2 子どもの読書活動に係る目標とする数値

本計画の達成状況等の点検及び評価を行うために、目標とする数値を定めました。おおむね5年を計画期間としていることから、令和6年度を目標年度とします。

目 標	評価指標	現状(H30)		目標(R6)	
子どもの読書への 関心を高める。	読書の好きな子どもの割合	小6 <sup>※1</sup>	75.7%	80%	
		中3 <sup>※1</sup>	71.2%	80%	
		高2 <sup>※2</sup>	73.1%	80%	
	不読率(1か月に1冊も本を 読まない児童・生徒)の割合	小6	18.0%	8%	
		中3	29.1%	20%	
		高2 <sup>※2</sup>	45.9%	35%	
読書環境の整備と 連携体制の構築を 進める。	市町村子ども読書活動推進 計画策定率	市	89.1%	100%	
		町村	29.4%	80%	
	セカンドブック事業を行って いる市町村の割合(新規) ※P. 14参照	検討中		検討中	
	優秀・優良学校図書館の 学校の割合(新規) ※P. 7参照	優 秀	小	44.8%	検討中
			中	30.7%	検討中
		優 良	小	93.1%	検討中
			中	80.7%	検討中
	図書館等と連携している学 校の割合 <sup>※3</sup>	74.7%		100%	
	市町村立図書館等における ボランティアの登録者数	2,817 人		3,300 人	
	ボランティアと連携・協力し ている学校の割合 <sup>※2</sup>	61.5%		66%	

※1 全国学力・学習調査 (平成31年度調査)

※2 千葉県社会教育調査 (平成29年度調査)

※3 千葉県社会教育調査 対象:公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校(平成30年度調査)

## 第4章 具体的な取組

### 1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

#### (1) 家庭における発達段階に応じた取組の推進

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものです。子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実、習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。

〈取組事例〉

	乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせ (絵本、物語)</li> <li>・ブックスタート事業 (セカンドブック事業)に参加</li> <li>・図書館、公民館等のイベントに参加 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせ</li> <li>・子どもの音読を聴く</li> <li>・家族読書タイム</li> <li>・感想を話し合う</li> <li>・子どもと一緒に図書館に本を借りに行く</li> <li>・好みの本を探す など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感動した本や印象に残っている本の話</li> <li>・読書体験を語る</li> <li>・本の内容を語り合う、本を紹介し合う</li> <li>・図書館等の利用を促す、読書施設の紹介</li> <li>・将来の夢や就職について気になる分野や職業についての情報収集を一緒にする、図書館で調べてみるようにすすめる など</li> </ul>	

#### ア 家庭読書（家読：うちどく）の推進

本を強制的に読ませるのではなく、家族で一緒に本を楽しむことが大切です。

繰り返し絵本を読んだり、本の内容を語り合ったりと、本の楽しさに触れ、家族の絆を深めることができる取組です。

#### うちどく.com 家読推進プロジェクト公式ホームページより（一部紹介）

「家読（うちどく）」は、「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書活動です。

〔ホームページ内の紹介〕

- 家読のすすめ……全国の優れた実践例の掲載（保護者、図書館関係者、学校関係者、行政）
- 全国家読情報……地域編、図書館編、公民館編、学校編、行政編に分かれた全国の家読情報
- つながる絵本……会話がつながる、家族がつながる、をコンセプトに厳選された絵本50冊の紹介
- リレーうちどく……たった1冊の絵本で、親子の絆が深まり、クラスの想いがつながっていく取組
- 学力向上……楽しみながら培う学力「家読で培われる4ステップの学力」
- 子ども司書制度……友達や家族に読書のすばらしさや大切さを伝えるリーダーの育成

など

## イ ブックスタート・セカンドブック（ブックセカンド）事業への参加

第三次推進計画時において、ブックスタート事業の実施率が100%となり、目標を達成しました。そこで、家庭においては、ブックスタート事業はもちろん、セカンドブック事業にも積極的に参加することを推進します。

対象：ブックスタート…0～2歳児 セカンドブック…3～5歳児 サードブック…6歳児

### ブックスタート事業 ※再掲

ブックスタート事業は、図書館司書や保健師などの立場から、保護者に子どもと一緒に絵本を開くことの楽しさを伝える家庭教育支援の事業として重要な取組です。すべての赤ちゃんを対象に、市町村自治体の活動として、0歳児検診などで実施されます。

写 真

#### 〈取組例〉

- 絵本リスト、リーフレット、パンフレット配付
- 絵本のプレゼント
- コットン・バック、よだれかけの配付
- 図書館の利用案内、図書館カレンダー配付
- わらべうた、紙芝居、絵本の読み聞かせの実施
- 読書通帳の配付 など

※市町村ごとに特色ある取組をしています。

### セカンドブック事業（ブックセカンド）

セカンドブック事業は、ブックスタート事業のフォローアップ事業として、おおむね3歳から小学校入学前までに、絵本の配付や図書館の利用案内などを実施する事業です。

市町村でのセカンドブック事業の実施例を紹介します。※各ホームページより一部抜粋

#### 【茂原市立図書館】

絵本の読み聞かせを楽しめるようになる3歳児を対象に、親子で絵本を通じて楽しいひと時を分かち合っただくことを目的としています。

3歳児健康診査票に同封した「セカンドブック引換券」を図書館へお持ちください。

#### セカンドブックパック

- ・絵本1冊 ・子どもに読んであげたい絵本（1歳～6歳向け絵本リスト）
- ・図書館行事案内（おはなし会など） ・図書館だより
- ・図書館利用案内 ・図書館カード申請書

#### 【船橋市図書館】

1歳6か月を迎えたお子さんに図書館で絵本を差し上げる「セカンドブック事業～おいでよ！としょかん～」を実施しています。絵本の受取期限はお子さんの3歳の誕生日までです。

各保健センターで1歳6か月児健康診査の際に配付している「セカンドブックえほんの会招待券」をお持ちの方は、お早めにお受け取りください。※市内図書館、公民館等図書室で配付

## (2)地域における発達段階に応じた取組の推進

<p>地域では、それぞれの特色を生かし、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げる支援を一層推進することが期待されます。</p>				
	<b>乳幼児期</b>	<b>小学生期</b>	<b>中学生期</b>	<b>高校生期</b>
公立図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児向けおはなし会</li> <li>・乳幼児向けコーナー</li> <li>・おすすめ絵本の紹介</li> <li>・子ども向け事業 (ぬいぐるみお泊り会等) など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ資料展示</li> <li>・本の紹介</li> <li>・レファレンス、読書相談</li> <li>・ストーリーテリング</li> <li>・子ども向け事業 (読書通帳・科学遊びの会等) など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レファレンス、読書相談</li> <li>・職場体験事業</li> <li>・インターン事業</li> <li>・ビブリオバトル</li> <li>・進路説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Y A サービス※</li> <li>・子ども司書活動</li> <li>・ホームページの充実</li> <li>・体験イベント</li> </ul>
※P. 17に実践例紹介				
公民館等※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども児童クラブでの活動</li> </ul>		
<p>※この「公民館等」の欄については、検討中です。</p>				

※公民館等…公民館、学習センター、ボランティアグループ、民間団体、民間企業

※Y A サービス…ヤングアダルト(ティーンズ) サービス

子どもと大人の中間に位置する中学生や高校生など主に10代の利用者層を、図書館関係者や出版業界ではヤングアダルトと呼んでいます。児童サービスから一般サービスへの移行を10代特有のニーズに沿った形で提供するサービスで、Y A サービスやティーンズサービスと呼ぶ場合があります。

### ア 公立図書館等（県立図書館、市町村立図書館、公民館図書室）

図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書に親しむ機会を得ることができる場所です。さらに、子どもの読書についての相談に応じたり、様々な行事・イベントを催したりし、子どもの読書活動を推進する中心的役割を担っています。

また、移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子ども等、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能にします。

### イ 公民館、生涯学習センター、ボランティア団体、民間団体、民間企業等

それぞれの特色を生かし、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げる支援を一層推進することが期待されます。

それぞれの特性を生かし、連携して発達段階に応じた取組を実施することが望まれます。

## 子どもの読書活動推進センター（県立図書館）

子どもの読書活動の推進に関し、教育委員会、図書館、関係機関・団体、関係者等の連携の拠点（センター）となる組織で、県立中央図書館内のプロジェクトチームとして活動しています。

### [対象]

教育委員会、市町村立図書館、公民館、保育所、幼稚園、学校、子育て支援施設、家庭・地域文庫、子ども会など地域の団体、ボランティアサークル等関係者との相互の連携を強化しながら、子どもが読書に親しむ機会の提供や、読書活動の充実を支援しています。

### [内容]

#### (1) 子どもの読書推進に関する施策・サービス等の調査研究、普及啓発

- ・読み聞かせボランティア入門講座
- ・高校への講師派遣（読み聞かせ講座等）
- ・特別支援学校への訪問読書支援

写真

#### (2) 資料の収集と整備

- ・県立学校等への貸出資料の整備（セット化）
- ・郷土資料を活用した子どもの読書活動推進（千葉県のみ話一覽）
- ・学習に活用する資料リストの作成・提示（教科書単元別・テーマ別資料リスト）
- ・中央図書館内「子育て支援情報コーナー」の運営

写真

写真

写真

#### (3) 担当者の研修及びネットワークの構築

- （連絡・調整、情報の共有、人や組織の連携等）
- ・職員研修（児童サービス基礎研修会等）
- ・子どもの読書活動推進に関する運営相談、支援、広報
- ・学校図書館の運営相談、支援、広報

◎県内公立図書館・公民館等による事業（一部紹介）

事業名	概要
キッズタイム	周囲に気兼ねなく図書館を利用できる時間を設ける。
むかし話おはなし会	昔話の素話や大型絵本の読み聞かせを行う。
子ども読書まつり	様々なイベントを行い、図書館を楽しむ機会とする。
図書館たんけんツアー	図書館施設の見学会を行う。
子ども一日図書館員	図書館の仕事を体験する。
はじめての調べ学習	図書館を使って調べる方法やまとめ方を教える。
モンスターハウス	決められた本の中からクイズに答えてモンスターを倒していくゲーム。
本と歌と音楽のコラボレーション	読み聞かせだけではなく、新しい魅力を提供する。
50音ブックマイスター	読んだ本の頭文字のスタンプを集めて50音を完成させる。
夏休み読書ラリー	期間中に決められた冊数を読破できたらゴール。
そよかぜおはなしタイム	移動図書館稼働時、集まった子どもに絵本等の読み聞かせを行う。
おばけ集会	おばけ関連の絵本・紙芝居の読み聞かせと工作をする。
落語のおはなし会	落語絵本などを使ったおはなし会を行う。
創作教室「ザ・チャレンジ」	身近な創作を通じて、子どもたちの図書への関心を深める。
本だいたす木	本の感想などを用紙に書き、木の形の台紙に貼る。
リサイクルフェア	図書館で除籍した図書及び雑誌を無料で配付する。
本のおたのしみ袋	テーマごとに選んだ本数冊を見えないように包装して貸し出す。
ビブリオバトル	おすすめ本を紹介し、観覧者により「チャンプ本」を決める。
YA図書館脱出ゲーム	図書館各所に設置されたクイズを解いて目的達成する体験型ゲーム。
YA図書館サポーター	中高生がYAコーナーのPOP作りなどを行う。
30ミニッツ！本のチョイ直し講座	高校生以上が家から修理したい本を持参し、修理方法を学ぶ。

千葉県図書館 2018 千葉県公共図書館協会より一部抜粋

写真	写真	写真
写真	写真	写真

### (3) 学校等(幼稚園・保育所を含む)における発達段階に応じた取組の推進

学校等では、子どもが読書を親しみ、発達段階に応じて読書の幅を広げられるように、計画的・継続的な教育活動全体を通じた読書活動を行うことが大切です。

〈取組事例〉

乳幼児期	小学生期・中学生期・高校生期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせ (絵本や物語)</li> <li>・絵本や物語を読み、 絵をかいたり、演じたり する活動</li> <li>・ボランティアや児童生 徒による読み聞かせ</li> <li>・図鑑を見る活動 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校一斉の読書活動</li> <li>・様々な交流による読み聞かせ</li> <li>・推薦図書コーナーの設置</li> <li>・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定</li> <li>・子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動 ビブリオバトル、読書会、ポップづくり、ブックトーク、 アニメーション、ストーリーテリング</li> <li>・図書館資料を活用した授業の展開</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">学習指導要領を踏まえた 読書活動の推進</p> </div> <p style="text-align: right;">など</p>

#### 乳幼児期

乳幼児にとって、1日の中で長い時間を過ごす幼稚園や保育所等は、日常的に本とつながることができる場です。

絵本や紙芝居などの読み聞かせ等を行うことで、子どもたちの本に対する関心や想像力が高まります。

絵本の読み聞かせの写真

#### 小学生期・中学生期・高校生期

##### ア 全校一斉の読書活動「朝の読書」、「読書週間」等、読書機会の設定

全校をあげての読書活動を積極的に行い、児童生徒にとって読書が生活の一部になるような機会を提供します。読書活動計画や年間指導計画を作成し、読書習慣の確立・読書指導の充実を図ります。

##### イ 様々な交流による読み聞かせ

〈大人との交流〉 教師やボランティア等による読み聞かせ

〈同学年交流〉 同学年の子ども同士による本の紹介

〈異学年交流〉 高校生や中学生による小学生・幼児への読み聞かせ、  
小学校高学年による低学年への読み聞かせ等

※保幼小交流会や中学校の職場体験学習、高等学校のインターンシップ 等

## ウ 児童生徒が相互に図書を紹介する活動や様々な読書活動の工夫

子ども同士で本を紹介したり、話合いや批評したりする活動は、子どもの読書への関心を高めるためにとっても有効です。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも効果があります。このような取組を通じて「心に残る一冊の本」に出会い、読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつなげていくことが重要です。本についての話合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなります。また、他者の異なる考えを知ることで、自分自身の考えを見つめ直すこともできます。

### 「ビブリオバトル（書評合戦）」

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。紹介するために話を構成する力や表現力など様々な力が身に付く。

### 図書委員、子ども司書（ジュニア司書）等の活動

子どもが図書館や読書活動について学び、おすすめ本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする活動。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出す。

### 子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が決められた複数の本を全て読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、おすすめ本を決める活動。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自分の考えの幅を広げることにつながる。

### 他のさまざまな取組

- 読書会……………数人で集まり、本の感想を話し合う。
- ポップづくり……………本売り場にあるような販売広告を作り、本を紹介する。
- ブックトーク……………テーマに沿って複数の本を紹介する。
- アニメーション……………読む力や意欲を引き出すプログラム。
- ストーリーテリング…語り手が昔話や物語を全て覚えて自分の言葉で語る。

## エ 図書館資料を活用した授業の展開

調べ学習や新聞を使用した学習（N I E）等、図書館資料を活用することで、児童生徒の読書に対する興味関心や必要性を高めることが期待されます。

※N I E…Newspaper in Education 学校等で新聞を教材として活用すること

### 学校図書館の有効な活用方法 確かな学びの早道「読書」

新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の一つとして、学校図書館の利活用が挙げられています。

県教育委員会が推進している「ちばっ子『学力向上』総合プラン」の「確かな学びの早道『読書』事業」において、児童生徒の読書活動の推進と学校図書館を活用した様子を記録集としてまとめております。

【掲載 web サイト】

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/gakuryoku/sogoplan/hayamichi-index.html>

## (4)情勢の変化への対応

情報通信手段の普及・多様化により、子どもの読書活動にも影響が表れています。児童・生徒のスマートフォンの利用率が年々増加傾向にあることやSNS等、情報通信手段の多様化が進んでいる実態を踏まえて、これからの読書活動推進の手立てを講じていく必要があります。

### ア 基本的な考え方

本を読むことに興味がなかつたり、文章を読むことを面倒に感じたりする子どもが年々増えている傾向が見られます。だからこそ、幼い頃から絵・文字・文章に慣れさせるという働きかけがとても大切になってきます。多くの情報の中から必要な情報を自分で取捨選択をしていけるような経験を幼い頃から積まなければ、その後、インターネット等の情報を上手に扱うことはできないと考えます。これらの点を踏まえて、情勢の変化に対応した読書そのものの捉え方についても柔軟に考える必要があります。また、予測困難な変化の激しい社会を生き抜くためにも、思考・判断・創造する力を養うことができる読書はより大切になってくると考えます。

### イ 情報リテラシーの重要性

情報リテラシーとは、目的に応じて情報を活用する能力のことであり、印字された文字だけでなく、インターネット等の情報といった、各種の情報源を適切に利用し、散在する情報の中から必要な情報を収集し、整理し、そして発信するための能力を指します。 ※引用：IT用語辞典バイナリ

インターネット等を子どもが適切に利用するためにも、人が情報を扱う上で求められる「情報モラル」について考え、他者や自らを害することがないように子ども自身が判断して行動ができる基本的な力や態度、考え方を身に付けさせる必要があります。

### ウ 情報モラル教育の充実

学習指導要領の改訂により、総則において「情報モラルを身に付けるよう指導すること」と明示されています。情報社会におけるルールやマナー、法律の理解とともに、それらを守ろうとする態度を育てていく必要があります。また、情報社会における危険から身を守るための知識や対応を身に付けることも大切です。学校を中心に家庭、地域で連携し、情報モラル教育を充実させるよう努めます。

児童生徒向け啓発資料（文部科学省）※平成31年2月

「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～スマホやネットばかりになっていない？～」

2019年版（小・中学生用）（高校生用）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm)

## エ 子どもと本をつなぐ新しいきっかけ

現代の社会には、情報を取得するためのツールがたくさんあります。情報モラルを身に付けた上で、情報社会において普及しているツールを利用することで、子どもと本をつなぐ、新しいきっかけにもなります。

### ○タブレット端末等ICTを利用した調べ学習

学校等において、ICTを活用した学習が推進されています。タブレット端末は、持ち運びができ、いつでも、どこでも簡単に調べ学習ができます。さらに、図書館等の書籍と併用することで、関連する情報を集め、知見を広げることができます。

### ○インターネットを利用した読書情報の有効活用

スマートフォンの普及により、インターネットで手軽に調べたいことを検索できるようになりました。興味のある著者や本のタイトルを検索すれば、関連した本についてすぐに知ることができます。また、読書コミュニティサイトやレビューサイト等を利用して読書記録を付けたり、気になる本を見つけて仲間を作ったりすることもできます。インターネットやSNS等を上手に活用すれば、読書の楽しさが広がり、深めることにつながると考えます。本の世界は無限大であり、新たな読書の楽しみ方が期待されます。

### ○電子図書館の利用

インターネット上の電子図書館がこれからさらに発展することが予想されます。例えば「青空文庫」では、著者が許諾した作品や著作権が消滅した作品を公開しています。様々な本を無料で読むことができます。電子図書館を利用することで、いつでもどこでも読書することが可能です。

「携帯電話やスマートフォンは、知りたいことをすぐに検索できて便利。本は、ページの前後に関連することがあって、知識を広げられるよさがある。図書館の棚には、関連する本が並んでいて無意識に前後の本を見る。それぞれのよさを使い分けるとよいと思う。」（司書）

「文字を読むのが難しいお子さんが、タブレット端末の音声つき絵本を繰り返し読んで、しばらくしたら本屋でその本を見つけて、本を読むのが好きになった。」（特別支援教育関係者）

「大好きな本がある。本を開いたときの匂いから、昔お母さんに読んでもらったことを思い出す。電子書籍は本を読むきっかけになったらよいのでは。拡大書籍は持ち歩けないけれど、拡大書籍を入れたタブレット端末なら持ち歩けるよさもある。」（小学校教諭）

「電子ペーパーは、紙の特性をもっているし、直射日光の下でも見やすく愛用しています。持ち運びが楽で、消費電力が少ないこともメリットです。普段は紙の本を読んでいます、出かけるときに使っています。」（保護者）

## 2 読書環境の整備と連携体制の構築

### (1) 環境整備

#### ア 家庭での環境整備

##### ○読書活動の大切さについての理解

子どもの読書活動を推進するにあたり、保護者の関わりが大きく影響します。保護者が読書の大切さを理解できるように、地域、学校、行政から発信する読書啓発リーフレットや様々なイベントに積極的に参加できる環境を社会全体でつくる必要があります。

##### ○読み聞かせ、子どもの音読を聴く、読書について語り合う機会と時間の確保

家族で一緒に本を楽しむ時間の確保できることが望まれます。スマートフォンやゲーム、動画視聴に多くの時間を費やしている子どもが多い現状です。子どもが読書に親しめる機会と時間を積極的に確保することが大切です。

#### イ 地域での環境の整備

##### ○図書館等の整備

図書館は、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等に基づき、地域における子どもの読書活動において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれます。そして、子どもが読書環境をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要です。

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」には、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館の設置に努めることや、県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うこと等が記載されています。

##### ○情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子どもの読書活動をより充実したものとすることができます。来館者が利用できるコンピューターや子どもがより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）は、充実した図書館サービスに欠かせないものであり、これらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努めます。

##### ○子どもの利用のためのスペース等の設置

子どもにとって図書館等をより利用しやすいものにするために、子どもの利用のためのスペース確保に努めます。

県、市町村教育委員会においては、子育て施設や福祉施策等の担当部局との連携を図り、子どもにとって利用しやすい図書館の整備を促します。

## ○運営状況に関する評価等の実施

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努めます。

目標の設定は、図書館サービスその他の図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子どもや保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるよう努めます。

## ○全ての子どもたちが本に親しむための環境整備（読書バリアフリーの推進）

障害のある子どもや様々な状況にある子どもたちが、読書に困難を感じている要因を取り除くための環境整備を推進します。ここでは、読みやすさやバリアフリーに配慮した資料を紹介します。

### 【点字資料】

点字は、6つの点の組み合わせで日本語の五十音（かな）を表す表音文字で、横書きされます。凸点を指先で触って読み取ります。

点字資料には、墨字（点字に対して印刷された文字のこと）の原本を点訳したもののほか、オリジナルで作成されたものもあります。ほとんどの資料は点字のみで書かれていますが、点字と墨字が併記されたものや、点字と墨字を1冊に綴じたものもあります。点図を含んだ資料もあります。点字資料には点字図書、点字雑誌があるほか、次のような形式のものがあります。

#### ・点字絵本

絵本を点字と点図を用いて点訳したものです。点図は点線や点のパターンによる図で、指先で触って絵や図を理解することができます。

写真

#### ・点訳絵本

絵本原本に点字の透明シートを貼ったもの。視覚障害をもつ大人が点字を読み取って子どもに読み聞かせをするなど、一緒に絵本を楽しむことができます。

写真

#### ・点字付き触る絵本・ユニバーサルデザイン絵本

点字や絵を透明な盛り上げインクを使って印刷し出版されたもの。

触るイラスト（ざらざらな面やふわふわの布が貼られているなど触感で楽しめる）付きのものもあります。

写真

## 【音声資料】

音声デイジーやマルチメディアデイジー、オーディオブックがあります。

デイジー（DAISY）とはデジタル・アクセシブル・インフォメーション・システムの略で、電子図書の国際標準規格です。ほとんどのデイジー資料が、著作権法上、視覚障害のある方、識字障害や学習障害、肢体不自由等により印刷された図書を読むのが困難な方のための資料として制作されています。カセットテープと異なり、巻き戻しの手間がいない、1枚のCD-ROMに50時間以上の録音ができる、目次から読みたい章や節、任意のページに進むことができる、再生速度を変えられるなどの特徴があります。パソコンやタブレット、スマートフォンなどの電子機器で利用できます。

### ・音声デイジー

図書や雑誌など印刷された文字資料を音訳して収録した音声資料です。

写真

### ・マルチメディアデイジー

音声とテキスト、画像を組み合わせたもので、読み上げ部分のハイライト、画面・文字の色の変更、大きさの変更等ができます。

写真

### ・オーディオブック

書籍を朗読した音声を録音した音声資料で、CDブックとして市販されているほか、ダウンロード販売サービスも行われています。著作権法上の制約がなく、誰でも耳で聴く読書を楽しむことができ

写真

## 【LLブック】

「LL」はスウェーデン語で「やさしくてわかりやすい」を意味する「Lättläst」（レットラスト）の略です。知的障害などのために読むことに困難を伴いがちな人を対象に、読みやすい文章、文章の意味を表した絵記号（ピクトグラム）、イラストや写真を用いてわかりやすい形で提供されている本です。

写真

### 【拡大文字資料】

#### ・大活字本

大きな活字で印刷、出版された本です。文字も、ゴシック体など読みやすい書体が使われています。

#### ・拡大写本

印刷された資料を、大きな文字で書き直されたものです。読みやすいよう、文字サイズや文字間、行間、書体、図表の配置などのレイアウトが調整されています。

写真

写真

### 【大型絵本】

大型絵本は、一度に大勢の子どもたちを対象に読み聞かせをするために、作者の許可を得て拡大製作された絵本です。大きな絵本は迫力があって子どもに喜ばれますし、大人数で絵本を共有することは楽しい体験です。

### 【布の絵本】

布地やフェルト、スナップ、ファスナー、マジックテープ、ボタンなどを用いて、はさず、はめる、ひっぱる、ほどく、むすぶなどの動作を行う、絵本と遊具・教具の役目を兼ね備えた布製の本です。聴覚、触覚、視覚、手足の運動、情緒など、様々な障害をもつ子どもたちのために作られています。手や指の作動感覚を発達させ道具の使用を身につける等の効果があるといわれており、0歳からのすべての子どもの発達に有効な資料です。

### 【外国語の図書】

外国人住民や外国にルーツのある子どもは、母国語を使用することで自己形成し、学習言語能力を高めることができ、自己肯定感も育ちます。また周囲の児童・生徒にとっても、様々な言語に触れることで異文化への興味や関心を持ち多文化共生と国際理解へつながるきっかけとなります。

### 【電子書籍】

専用端末や、パソコンやタブレット、スマートフォン等の電子機器で利用する資料です。データの形式にはフィックス型（画像系）とリフロー型があり、フィックス型は常にレイアウトが維持される方式で、文字の拡大縮小、行間や書体の変更などはできません。リフロー型は表示する端末の画面サイズや文字サイズの変更などに合わせて、テキストやレイアウトが流動的に表示される方式で、テキストデータの読み上げ利用ができます。現在のところ一般に販売されている電子書籍は読み上げ利用には非対応の形式のものが多く、利用したい方法に合っているか、購入前に試し読みが必要です。

### 【施設のバリアフリー化】

#### ・対面朗読の実施、筆談・手話によるコミュニケーションの確保

図書館利用を困難に感じないよう施設のバリアフリー化が必要です。

また、図書以外にも、手話や字幕入りの映像資料などの充実を図ることも期待されます。

写真

#### ・移動図書館や宅配サービスの実施

図書館へ来館が困難な子どもたちに対し、移動図書館や宅配サービス等の実施に努めます。

写真

#### ・「りんごの棚」の設置

スウェーデンで行われているインクルーシブな図書館サービスです。読みやすさやバリアフリーに配慮した資料を集め、紹介するコーナーです。

写真

### ○公民館図書室等の整備

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能しています。図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関して専門的知識をもつ者や地域のボランティア等、多様な人々と連携・協力し、子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望まれます。

### ○児童館の整備

児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われています。図書館、公民館図書室と同様、子どもが読書に親しむ場になっているため、県、及び市町村は、これらの活動が一層推進されるよう促します。

### ○民間団体の支援・ボランティア活動の推進

ボランティア等、地域における子どもの読書活動の担い手を支援するため、児童資料研究用図書の一層の充実や、読み聞かせなどのボランティア活動の機会や、スキルアップの場を提供するなど、地域における読書活動の整備充実が期待されます。

## ウ 学校での環境整備

### ○幼稚園、保育所等における環境整備

乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めることや、図書館の協力を得て、発達段階に応じた図書を取りそろえることが望まれます。

### ○魅力ある学校図書館づくり

自由な読書活動の場として、学びの場として、学校図書館は、子どもの成長を支える重要な拠点です。読書への関心を高めるために欠かせない場であるので、その役割の実践と内容の充実が求められます。

#### ・「読書センター」としての役割

読書活動の拠点となる役割があります。子どもが自由に本を選び、静かに読みふける場を提供したり、子どもたちがおもしろいと思える本、豊かな学びにつながる本を紹介して、読書の楽しさを伝えたりできる、いちばん身近な「読書センター」です。

#### ・「学習センター」としての役割

学習支援を行う役割があります。各教科等で活用し、主体的な学習活動を支援するための拠点である「学習センター」です。

#### ・「情報センター」としての役割

情報収集・選択・活用能力を育成する役割があります。また、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応する機能を有しているのが「情報センター」です。

### ○「人のいる学校図書館」の推進、人的体制の整備

子どもの読書活動の推進にあたり、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要です。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップのもと、計画的・組織的に行われることが望まれます。

司書教諭等が中心となり、学校司書、全ての教職員が協力して、それぞれの立場から学校図書館の機能の充実を図り、子どもの学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが大切です。

#### 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが重要です。

#### 学校司書の配置

学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員です。学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効です。

## ○学校図書館の自己評価

県作成「学校図書館自己評価表」に基づき、自分の学校の図書館の現状を分析することが児童生徒の読書活動の意欲向上にもつながります。特に、定期的な図書の購入、除籍が適切に行われているか振り返り、環境を整えていくことが大切です。また、新聞を活用した学習を行うための新聞配備の充実や、地域に関する学習を行うための資料の充実を図るよう努めます。

## ○全ての子どもが読書に親しめるための環境整備

点字図書や音声図書、ICT機器の活用など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領に基づき、自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進します。※P. 23参照

## ○学校図書館の情報化推進

学校図書館にどのような本があるのか、必要な本はどこにあるのか、貸し出し状況はどうなっているのかなど、いつでもすばやく確認するためには、蔵書のデータベース化や図書管理システムの導入でより円滑になります。また、近隣の学校との連携にも効果が期待できます。

## ○校内研修体制の確立

学校図書館の在り方や司書教諭等の役割についての理解、授業における学校図書館の利用法など研究、連携についての共通理解など、積極的に校内研修を行える体制を確立するよう努めます。

## ○推薦図書コーナーの設置

学校図書館内や校内のスペースなど、子どもが手を伸ばせば届く場所に推薦図書コーナーを設置し、子どもが気軽に読書を楽しめる環境をつくれます。

学校の特色を生かし、スペースを有効利用した環境整備を期待します。

推薦図書コーナーの写真

スペース有効利用の写真

## (2) 家庭、地域、学校等の連携

### ア 家庭と学校等との連携

#### ○読書の意義や大切さの共有

学校等は、読書啓発リーフレットや学校便り等を活用し、読書の意義や大切さを保護者と共有することが望まれます。また、家庭読書の習慣化を図るために、読み聞かせや音読等、読書に親しめるような取組を推進します。

#### ○ボランティアの募集・協力体制の確立

保護者がボランティアとして、学校図書館の整備や読み聞かせを実施している学校が多くあります。子どもの読書機会の充実のために大きな役割を果たしています。

### イ 地域と学校等の連携

#### ○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた連携

学校は、授業で問題解決学習をする際、学校図書館だけでは必要な資料を集められない場合があります。公共図書館と連携することで、多くの関連資料を使って子どもが調べ学習をすることができます。また、地域の人材等（司書・ボランティア・民間団体・民間企業）と連携し、活用することで学習効果を高めることもできます。

県主催「公立図書館と学校の連携を図るための研修会」パネルディスカッションでの一言

**連携するためには、公立図書館員と先生方がお互いの『顔がわかる』『顔が見える』『名前がわかる』という関係でないとはいじまらないと思う…。**

#### ○企業との効果的な連携

地域の学校、企業と連携したイベントは、読書活動推進にあたり大変効果的です。

地域の特色を生かした取組が期待されます。

〔紹介〕八千代市・船橋市内 高校の  
先生おすすめ本フェア  
※八重洲ブックセンター  
イトーヨーカドー八千代店との連携

広告の写真

### ウ 学校間の連携

#### ○異学年交流(異年齢交流)

小中学生や高校生が幼稚園・保育所等の乳幼児に、中高生が小学生に、小学校高学年が低学年に読み聞かせ等を行うことで、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になります。実態に応じて劇や人形劇で演じるなど、表現方法を工夫することができます。

## エ 家庭と地域のつながり

### ○家庭文庫・地域文庫の広がり

家庭文庫は、自宅において蔵書を開放し、地域の子どもたちへの本の貸し出しや読み聞かせを行う営みです。地域文庫は、地域の自治体や町内会等が設置し、運営するものです。公立図書館等のほかにも、子どもが本に親しむことができる環境をつくることができます。

## (3) 普及・啓発活動

### ア 地域(地域文庫・ボランティア団体等)では

#### ○地域活動・地域行事における広報・啓発

ボランティア団体、地域文庫、青少年育成団体等が行う、親子を対象とするイベントやおはなし会、保護者を対象にした講習会等において、読書活動の意義を広める機会を設けることなどが考えられます。

### イ 地域(図書館)では

#### ○「子どもの読書活動推進センター」としての普及・啓発・情報提供

図書館は、子どもの読書活動の推進に関し、教育委員会、図書館、関係機関・団体、関係者等の連携の拠点となる組織です。様々な施策・サービス等の調査・研究、普及・啓発、資料の収集と提供、読み聞かせ等の研修や講座、ネットワークの構築などを行います。

#### ○子どものための郷土資料の充実と情報発信

郷土の作家や千葉県を舞台とした作品の資料展示、博物館等との連携事業などを通じ、子どもたちは郷土との関わりのなかで読書の楽しさを見出すことができます。また、千葉県関係資料に触れ、郷土への興味・関心を深めることにより、郷土愛を育むことにつながります。

### ウ 学校等(幼稚園・保育所・認定子ども園等)では

#### ○行事や「おたより」の利用

親子で参加する様々な行事や連絡等をする「おたより」において、読み聞かせや読書の習慣づけの大切さを、保護者や地域の人々へ広く伝えることができます。

### エ 学校等(小学校・中学校・中等教育学校、高等学校、特別支援学校)では

#### ○読書啓発リーフレットの活用

読書啓発リーフレット「図書館司書が選んだ『子どもに読んでほしい本100選』」等を保護者に配布し、活用を積極的に促します。

## ○学校だより等の活用

学校便り、図書館便り、PTA便り等を利用して、読書活動の意義等を広めていくことができます。

## ○1000か所ミニ集会・PTA行事等を利用した広報・啓発

日頃、児童生徒の生活を見守る多くの人に対し、読書活動の意義や学習との相互関係等について紹介するだけでなく、学校の読書活動の現状や地域の実状について考える機会にすることができます。

## オ 行政(県)では

### ○子どもの読書活動啓発リーフレットの作成・配布

家庭における子どもの読書活動の意義を啓発するため、発達段階に応じた保護者向けのリーフレットを作成し、配布します。

### ○家庭読書の推進

家庭のコミュニケーションが深まり、子どもが本に親しむ習慣づくりにつながる家庭読書「家読(うちどく)」の効果や実践例等を、様々な機会において広報し、その普及を図ります。

### ○研修会、講座の実施

子どもや保護者に直接触れる機会のある、市町村の母子保健事業者や母子保健推進員、保育施設の保育士、放課後児童クラブの指導員等を対象に、研修や講座の場を活用して、読書や読み聞かせの大切さについての理解を促します。

### ○ビブリオバトル大会の開催

全国高等学校ビブリオバトル大会につながる千葉県大会を開催し、高校生の読書への興味・関心を高めるきっかけづくりと、子どもの様々な力を高めることを目的に開催し、ビブリオバトルの普及を図ります。

## カ 行政(市町村)では

### ○検診や親子で参加する行事で啓発

ブックスタート事業や公民館等が主催する催し物において、おはなし会の実演や保護者同士で交流ができる参加・体験型の読書推進活動の場を提供することで、読書の楽しさや意義を伝える取組が期待されます。

### ○子育て支援事業における啓発

市町村の母子保健事業従事者や母子保健推進員、保育施設の保育士、放課後児童クラブの指導員等は、保護者を対象に、読み聞かせや読書の大切さについて啓発を図ることが望まれます。

#### 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等を中心とした広報・啓発

「子ども読書の日」…………… 4月23日 ※毎年

「こどもの読書週間」……… 4月23日～5月12日

「文字・活字文化の日」…10月27日

「読書週間」……………10月27日～11月9日

写真  
または広告

県では、「子ども読書週間」に「千葉県子ども読書の集い」を開催し、講演、子どもの読書活動優秀実践者（学校・図書館・団体・個人）による実践発表、ビブリオバトルなどを行います。

学校等では、年間行事計画に位置づけ、様々な取組を工夫するとともに、児童生徒や保護者に読書の楽しさや意義を伝えるよい機会として情報発信することが望まれます。

市町村、図書館、公民館等においても、普及啓発のための広報活動、イベントの開催、情報提供等が行われることが望まれます。

## (4)子どもの読書活動推進体制の整備

### (ア) 市町村子どもの読書活動推進計画策定の推進

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定により、市町村は、当該市町村における「子どもの読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならない、とされています。そのための情報提供や市町村の求めに応じて必要な助言を行い、市町村推進計画の策定を支援します。

### (イ) 「千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)」の点検・評価、進行管理

推進計画の取組状況について、全国学力・学習調査、社会教育調査等で調査し、子どもの読書活動関係機関や関係課等において、定期的に計画の点検・評価及び取組の進行の管理を行います。

### (ウ) 公立義務諸学校及び県立学校への人的配置

学校図書館法第5条の規定より、公立義務教育諸学校と県立の高等学校、特別支援学校においては、12学級以上の学校で司書教諭を配置していますが、さらに、11学級以下の学校における司書教諭配置や学校図書館法第6条の規定による学校司書の配置を促進し、学校図書館の環境整備と読書活動の充実を図ります。

**千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）**

**令和2年3月**

**発行 千葉県教育委員会**

**編集 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課**

**〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1**

**電話 043(223)4071**

## 第2回千葉県子どもの読書部会報告

開催日 令和元年11月5日

事務局（教育振興部生涯学習課）

## 【検討内容】質疑

## ① P. 9 「子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化」の内容を2ページに増やすか。

→現状のまま1ページでよい。情勢の変化の流れがわかればよい。

## ② P. 12 数値目標に「特別支援（読書バリアフリー）」の要素を入れるとすると、どのような評価指標になるか。

→「読書バリアフリーに資する蔵書の活用状況」として割合を示すことはできるのではないか。

## ③ P. 23～26 読書バリアフリーに関する書籍等の紹介が4ページにわたり記載されているので、1ページにまとめたいが、いかがか。

→この計画は「手引き」という観点から、1ページにまとめてよい。

しかし、今の資料を巻末に移動することで活用できる。（P. 7、P. 17 も同様に巻末へ移動）

## 【その他の変更内容】

- ① P. 12 市町村の教育委員会・学校等・図書館等が連携して行う研修や意見交換ができるように、関連する指標を入れるとよい。→第三次の目標を活用
- ② P. 15 公民館等の事業の欄に「子育てプラン『すくすく』」「朗読劇」等の実践を記載する。
- ③ P. 18 特別支援学校との交流で、高校生は多くのことを学んでいる。「異校種間の共同学習」として記載してもよい。
- ④ P. 21 吹き出しの2つ目の読書バリアフリーに関する内容がよい。吹き出しではなく、「エ 子どもと本をつなぐ新しいきっかけ」の項目に位置付ける。

## 【委員からの御意見】

- ・セカンドブックのねらいはよい。文章が具体的になるとさらによい。
- ・「家庭で一緒に本を読む」ことにスポットをあててよい。現在は少なくなっている。
- ・学校図書館の蔵書や子どもの読書に偏りがあるように感じる。司書等への研修が必要。
- ・中高生は、どんな本を読んだらよいのかわからないかもしれない。読書の傾向等を知ることができれば本を読むかもしれない。

千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)の公表までのスケジュールについて

令和元年11月5日

資料5

	子どもの読書活動推進委員会	生涯学習審議会	子どもの読書部会	県民	幹部・教育委員会議との調整	読書関係業務	
	<b>※庁内の作業部会</b> 学習指導課、特別支援教育課、子育て支援課、学事課、県民生活・文化課、県立中央図書館、生涯学習課(事務局)	学識経験者、社会教育関係者、家庭教育関係者、学校教育関係者 計10名	<b>※生涯学習審議会内の部会</b> ・生涯審委員5名、協力員5名 学識経験者(行政関係者を含む)、社会教育関係者(図書館関係者を含む)、家庭教育関係者、学校教育関係者	・市町村教育委員会等への各種調査 ・関連事業で県民意見聴取 ・パブリックコメント			
H31 2月	・関係各課へ打診・委員選出依頼 ・事務局で骨子案作成を進める	<b>○生涯学習審議会(2月5日)</b> ・推進計画の策定に向けて ・推進計画公表までのスケジュール ・子どもの読書部会の設置	・部会委員検討、打診 ・協力員検討、打診、依頼		○幹部に検討体制について報告		
3月	・委員会委員委嘱 ○第1回推進委員会 3月12日 ・推進計画の策定に向けて ・推進計画公表までのスケジュール ・各課の事業確認 ・推進計画骨子案の検討		・部会委員検討、打診 ・協力員検討、打診、依頼		○第四次推進計画策定に向けて ・教育委員 勉強会 2月20日済 (生涯学習審議会資料を基に)	・市町村推進計画策定状況調査 ・読書啓発リーフレット配付	
4月	・委員会委員確認 ○第2回推進委員会 (31年度第1回) 4月19日 ・事務局で推進計画骨子案作成	<b>骨子案</b>	・協力員委嘱			・社会教育調査 ・全国学力・学習状況調査	
R1 5月	・事務局で情報収集	<b>○生涯学習審議会(5月29日)</b> ・子どもの読書部会委員の確認	<b>○第1回子どもの読書部会(5月29日)</b> ・子どもの読書部会委員委嘱 ・推進計画の策定に向けて ・推進計画公表までのスケジュール ・推進計画骨子案の検討			○千葉県子ども読書の集い(5月11日) ・参加者意見聴取	
6月	・事務局で全体案(草案)作成					予算・・・概要版・第四次計画 印刷予算計上	
7月	○第3回推進委員会(元年度第2回) 7月5日 ・全体案(草案)検討 ・関係組織からの意見聴取						
8月	・事務局で全体案(草案)作成 ・関係組織からの意見参考 ・研修会の意見参考					○公立図書館と学校の連携を図るための研修会(8月26日) ・参加者意見聴取	
9月							
10月	○第4回推進委員会(元年度3回) 10月16日 ・全体案検討 ・関係課、関係機関等に意見聴取						
11月	・事務局で全体案を調整	<b>○生涯学習審議会 11月25日</b> ・全体案について	<b>○第2回子どもの読書部会11月5日</b> ・全体案について	・パブリックコメント関係事前準備	○全体案について ・教育委員 推進計画案勉強会 11月20日		
12月	・事務局で全体案を調整			○パブリックコメント実施 ・校長会等供覧			
R2 1月	○第5回推進委員会(元年度第4回) 1月15日 ・パブリックコメントまとめ ・全体案について ・概要版について ・評価体系について		<b>○第3回子どもの読書部会 1月下旬</b> ・パブリックコメント結果報告 ・全体案について ・概要版について ・評価体系について				
2月	・事務局で全体案を調整 ・概要版見直し	<b>○生涯学習審議会 2月4日</b> ・全体案について報告 ・概要版について報告			○全体案について ・教育委員会会議で議決		
3月	<b>千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)の策定・公表</b>						

公立図書館と学校の連携を図るための研修会  
 パネルディスカッション  
**実効性ある連携に必要なものは何か**  
 ～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～  
 →公立小・中・義務教育・高・特支学校教職員、学校司書、ボランティア、各事務所・市町村教委(図書館職員、指導主事、社会教育主事、図書館担当者等)

**学カプロジェクトチーム(学習指導課との連携)**  
 ・読書活動推進事業  
 ※ビブリオバトル大会を含む